上士幌町地域防災計画

ー 資料編 ー

上士幌町防災会議

目次

１．条例及び協定等

1-1 災害対策の協力に関する協定書 1
1-2 上士幌町行政区設置条例 3
1-3（別記）北海道災害義援金募集(配分)委員会会則 5
1-4 上士幌町防災会議条例 7
1-5 上士幌町災害対策本部条例 9

２．基準要領等

2-1 災害危険区域現地調査実施要領 10
2-2 北十勝消防事務組合消防計画 11
2-3 災害情報等報告取扱要領 12
2-4 激甚災害指定基準 13
2-5 局地激甚災害指定基準 16
2-6 水防予警報の伝達計画 18
2-7 水防活動用気象注意報及び気象警報、水防警報の伝達 19

３．別表等

3-1 過去の災害記録 21
3-2 水防区域 29
3-3 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域） 29
3-4 土石流危険区域 30
3-5 市街地における低地帯の浸水予想区域 31
3-6 危険物取扱所及び貯蔵所 32
3-7 消防施設整備状況 35
3-8 備蓄物資・防災資機材の整備目標量 38
3-9 防災用機材・資材在庫一覧 40
3-10 指定避難所及び指定緊急避難場所 41
3-11 ヘリコプター発着可能地 42
3-12 災害応急金融計画（大要） 43
3-13 事業別国庫負担等一覧 57
3-14 被害状況判定基準 61

４．別図等

4-1 災害危険区域位置図 65
4-2 上士幌耐震改修促進計画による想定震度 69

５．様式等

5-1 気象予警報等受理票 70
5-2「別表第 1 号様式」 71
5-3「別表第 2 号様式」 71
5-4「別表第 3 号様式」 72
5-5「別表第 4 号様式」 72
5-6「別表第 5 号様式」 73
5-7「別表第 6 号様式」 73
5-8 避難所等収容台帳（避難所等） 74
5-9 避難所等設置及び収容状況（上士幌町） 74
5-10 規制の標識等 75
5-11 緊急通行車両確認証明書 76
5-12 世帯構成員別被害状況 77
5-13 物資購入（配分）計画表 78
5-14 物資受払簿 79
5-15 物資給与及び受領簿 80
5-16 物資の給与状況 81
5-17 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票 82
5-18 救急患者の緊急搬送情報伝達票 83
5-19 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について 84
5-20 自衛隊の災害派遣要請について 85
5-21 災害情報 86
5-22 被害状況報告 88

１．条例及び協定等

1-1 災害対策の協力に関する協定書

平成２５年９月現在

番号	協　定　名　称	協　定　先	締結年月日	協　　定　　概　　要	摘　　要
1	災害時における応急生活物資の確保に関する協定書	セブンイレブン上士幌町店	H10.3.2	食料品、飲料品、日用品等の応急生活物資の供給、運搬及び情報提供	
2	災害発生時における上士幌町内郵便局と上士幌町の協力に関する協定	上士幌郵便局・糠平郵便局	H10.5.6	郵便事業に係わる災害特別事務取扱い、避難所への郵便差出箱の設置、管理施設の避難場所、物資集積所としての供給	
3	災害対策の協力に関する協定書	上士幌町建設業協会	H16.2.24	巡回パトロールの実施・災害発生場所危険箇所の情報提供、通行止めバリケードの設置等	
4	災害発生時の情報収集等の協力に関する協定書	上士幌アマチュア無線クラブ非常通信連絡会	H18.9.28	災害情報の収集、報告及び伝達等の実施	
5	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道知事 北海道市長会 北海道町村会	H20.6.10	食料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出・医療及び防疫・施設の応急設置等に必要な資器材の提供、災害応急活動に必要な資器材の提供・職員の斡旋等	
6	防災情報の共有に係る協定書	北海道開発局	H20.11.26	防災情報の共有（開発局所有の光ファイバー網、防災情報共有サーバ等の利用）・・庁舎内に機器設置	
7	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	上士幌石油業協同組合	H21.10.6	災害時におけるガソリン・軽油・灯油等の供給	
8	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング㈱	H22.1.20	災害時における飲料の在庫飲料の無償提供・自動販売機電光掲示板による情報提供　（国民保護を含む）	役場庁舎１階・スポーツセンター
9	北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ	北海道開発局	H22.5.27	災害時における開発局による緊急応援（土木施設等の被害状況の把握・二次被害防止の応急措置等）	

１０	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会十勝支部（上士幌分会）	H23.2.17	災害時におけるLPガスの応急措置・被害情報等の提供・避難場所等へのLPガス供給等	
１１	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	帯広地方石油業協同組合	H24.4.23	災害時におけるガソリン・軽油・灯油等の供給	
１２	災害時における遺体搬送等に関する協定	一般社団法人 全国霊柩自動車協会 帯広霊柩自動車協会	H24.11.16	災害時における霊柩自動車等による遺体搬送、必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供	
１３	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社共成レンテム	H24.11.16	災害時における仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等その他乙が所有するレンタル機材一式の提供	
１４	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社ナガワ	H24.12.1	災害時における仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等その他乙が所有するレンタル機材一式の提供	

1-2 上士幌町行政区設置条例

上士幌町行政区設置条例

昭和37年3月31日
条例第12号

改正　　平成21年３月16日条例第9号

（目的）

第１条　この条例は、本町における行政浸透の実効を挙げるため、行政区を設け、民主的にして、かつ、能率的運営を図ることを目的とする。

（区域）

第２条　行政区の設置基準戸数は30戸以上とする。ただし、地理的又は特別の事情があるときは、この限りでない。

２　行政区の設置は、別表のとおりとする。

３　行政区の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、その都度議会の議決を経て定める。

（行政区の組織）

第３条　行政区に区長を置く。

２　区長は、公職選挙の規定によって選挙された者以外の者の中から区域住民の推薦した者を町長が委嘱する。

３　区内を分ち班を設け班長を置くことができる。

４　区長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

５　区長がその職を辞そうとするときは、後任者の決定するまではその職務を行わなければならない。

（職務権限）

第４条　区長は区を代表し、町行政との相互連絡のもとに区域住民の福祉増進を図るものとする。

２　区長は、区内の町行政執行上のことについて町長に意見を具申し、又は町長の諮問に応じて答申することができる。

３　区長は、町の指示により当該行政区域内の事務を敏速に処理しなければならない。

（報酬）

第５条　区長に年報酬を支給する。

２　前項の報酬額は基礎額を14,700円とし、区域内の戸数及び一巡距離を基準として毎年度予算

の範囲内で町長が定めた額を加算して支給する。

３　報酬は、毎年１回支給する。ただし、退職又は死亡の場合はその都度支給する。

（行政区運営費の交付）

第６条　行政区運営に必要な経費の一部として、毎年度予算の範囲内で交付金を交付する。

２　前項の交付金の額は、町長が別に定める基準により決定する。

（費用弁償）

第７条　区長が公務のため旅行するときは（他より旅費並びにこれ等に類似する給与の支給を受ける者を除く。）、旅費を支給する。

２　旅費の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第４号）第３条の規定による額とする。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1-3 （別記）北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

（別記）北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(目的)
第１条　本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第 31 条の 2 第 2 項に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。
(名称)
第２条　本委員会は北海道災害義援金募集(配分)委員会(以下「委員会」という。)と称する。
(事務局)
第３条　委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道本部」という。)に置く。
(組織)
第４条　委員会は第１条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。
(委員)
第５条　委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。
(2) 委員会の会長は、日赤道本部長をもって充てる。
(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。
(会議)
第６条　委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。
(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。
(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。
(委員)
第７条　義援金募集(配分)要綱は別紙（別記 2）要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。
(運営)
第８条　委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。
(意見の聴取)
第９条　委員会は第１条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。
(附則)
第１０条　この会則は昭和 57 年 9 月 1 日から実施する。
災害義援金品募集北海道地方委員会会則(昭和 23 年 9 月 25 日制定)は廃止する。

「参考」
本委員会が実施する義援金募集(配分)業務は、災害救助法第 32 条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第 37 条第 3 項第 1 号又は所得税法第７８条第 2 項第 1 号に規定する寄付金に該当するものである。
(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定(昭和 34 年 9 月 1 日　甲　北海道知事　乙　日赤北海道支部長)

別紙（別記 2）災害義援金事業（配分）要綱骨子

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則第７条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

１ 義援金募集(配分)要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集（配分)要綱」とする。

２ 実施主体

北海道災害義援金募集（配分）委員会とする。(事務局:日本赤十字社北海道支部)

３ 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

４ 趣旨

都度委員会において定める。

５ 義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

６ 募集期間

都度委員会において定める。

７ 損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

８ 義援金の受付窓口

各構成団体（同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。

９ 受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。

但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。

(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。

１０ 義援金の送金

各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

１１ 配分方法

委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は募集期間終了後速やかに委員会を開催し協議の上適正に被災市町村長又は都府県知事若しくは日赤支部長・地区本部長、地区長等に配分する。

１２ 広報・周知

義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

(2) 義援金の募集成績は概ね１ヶ月２回程度集計し、又配分結果についてはその都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

１３ 義援品の取扱い

義援品は原則として取り扱わない。

１４ 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行なわない。

１５ その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

1-4 上士幌町防災会議条例

上士幌町防災会議条例

昭和37年12月27日
条例第19号

改正　平成７年12月14日条例第18号　平成９年12月26日条例第35号
平成12年３月28日条例第31号　平成15年２月26日条例第７号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、上士幌町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事項及び組織を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　防災会議の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　上士幌町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　上士幌消防署長及び上士幌消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（８）　陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第７号及び第８号の委員の定数はそれぞれ２人、１人、１人、８人、２人及び１人とする。

７　第５項各号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和38年１月１日から施行する。

附　則（平成７年12月14日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年12月26日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月28日条例第31号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成15年２月26日条例第７号抄）

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）　（略）

（２）　第１条（中略）の規定　平成15年４月１日

（３）～（８）　（略）

1-5 上士幌町災害対策本部条例

上士幌町災害対策本部条例

昭和37年12月27日
条例第20号

改正　　平成12年３月28日条例第31号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、上士幌町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に所属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は部の事務を掌理する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年１月１日から施行する。

附　則（平成12年３月28日条例第31号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

２．基準要領等

2-1 災害危険区域現地調査実施要領

災害危険区域現地調査実施要領

１目的

総合振興局又は振興局協議会は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

２調査の方法

総合振興局又は振興局協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

３調査対象区域

(1)水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2)高波･高潮･津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3)市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4)地すべり･がけ崩れ等危険地域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5)土石流危険渓流

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

４調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1)危険区域の現況

(2)予想される被害の規模

(3)法律等における指定状況との関連

(4)防災関係機関における整備計画

５調査実施の時期

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

６調査結果の取り扱い

(1)総合振興局又は振興局協議会は、現地調査完了後すみやかに道防災会議会長に報告するものとする。

(2)市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

(3)防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

2-2 北十勝消防事務組合消防計画

（１）消防組織図（上士幌町分のみ）

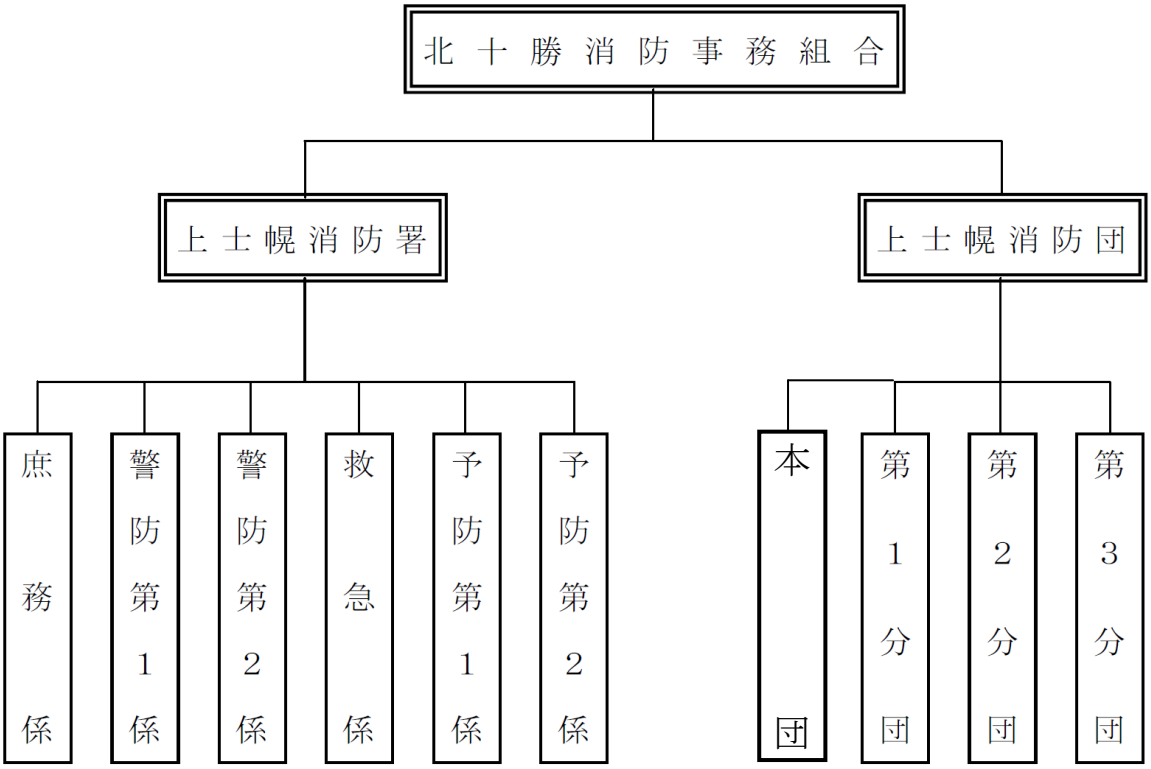

（２）上士幌消防署の機構

（平成 25 年 10 月時点）

機関名	署長	署長補佐	庶務係	警防第１係	警防第２係	救急係	予防第１係	予防第２係	合計
消防署	1	3	2	3	2	2	4	2	１９

（３）上士幌消防団の機構

（平成 25 年 10 月時点）

上士幌消防団	本団			第１分団	第２分団	第３分団	合計
	団長	副団長	女性				
定員	1	1	8	３１	１４	１２	６７
実員	1	1	8	２８	１４	１２	６４

2-3 災害情報等報告取扱要領

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

(1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
(2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
(3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
(4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な　災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
(5) 地震が発生し、震度４以上を記録したもの
(6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
(7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く)については除くものとする。

ア　速報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表２の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行　うものとする。
(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局においては、管内市町村分を別表３の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表２の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表４のとおりとする。

2-4 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正昭和四十年二月十七日
同四十七年八月十一日
同五十六年四月十日
同五十六年十月十四日
同五十七年九月十日
同五十八年七月九日
平成十二年三月二十四日
同十二年十月三十一日
同十九年二月二十七日
同二十一年三月十日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。

（2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。

2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（１）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害
（２）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの

5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条及び第十三条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるものただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。
ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害
ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（１）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
（２）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

2-5 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正昭和四十六年十月十一日
同五十六年十月十四日
同五十八年六月十一日
平成十二年三月二十四日
同十九年二月二十七日
同十九年四月十九日
同二十年七月三日
同二十一年三月十日
同二十三年一月十三日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条及び第十三条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね

五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇ha を超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

2-6 水防予警報の伝達計画

(1) 雨量水位観測の通信系統

雨量水位観測の通信系統は、次のとおりである。

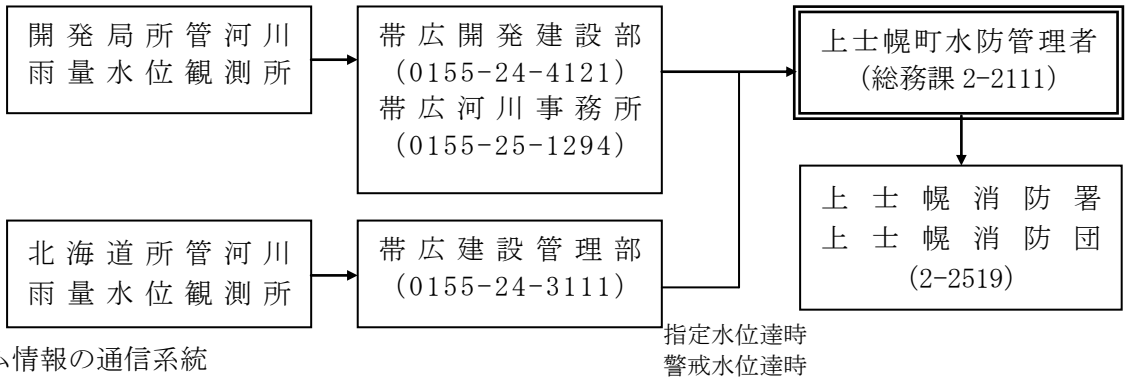

(2) ダム情報の通信系統

ダム情報の通信系統は、次のとおりである。

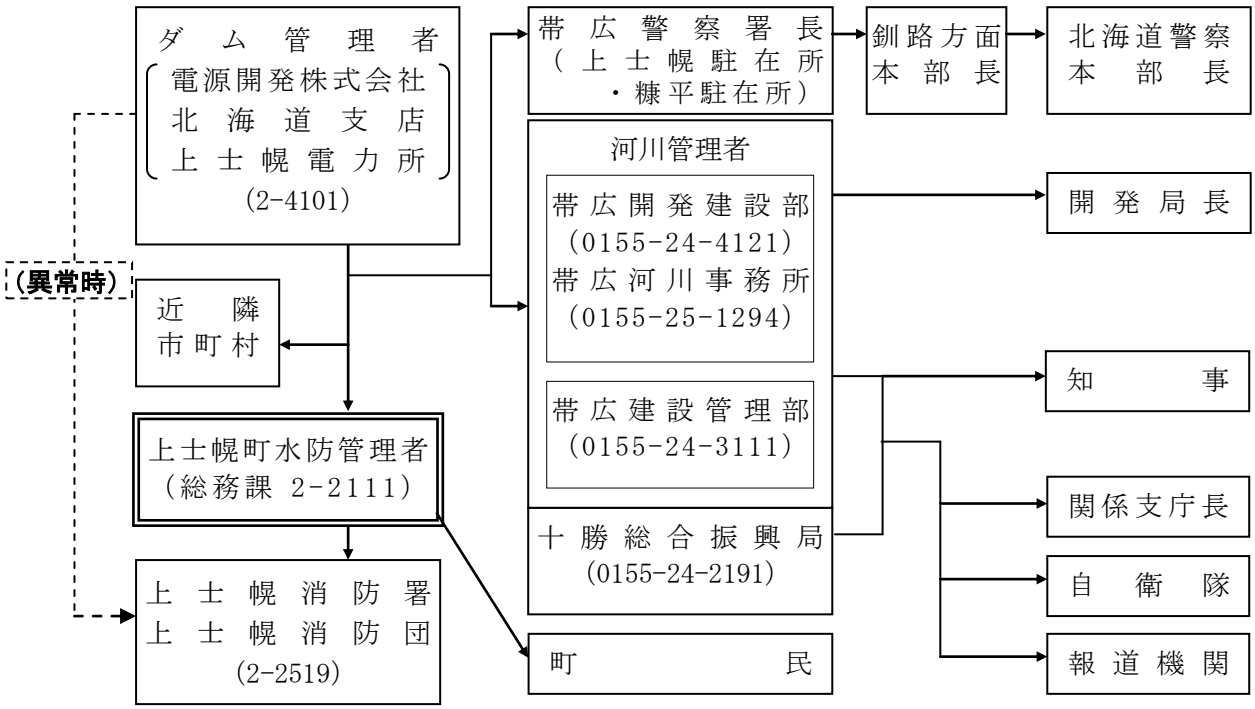

注）消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行うものとする。

(3) インターネットを利用した情報収集

情報システムによる雨量や河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。雨量・河川水位の観測地は次のアドレスで閲覧する。

「北海道川の防災情報」（北海道所管）　http://www.river.go.jp/hokkaido/

「川の防災情報」（国土交通省所管）　http://www.river.go.jp/

2-7 水防活動用気象注意報及び気象警報、水防警報の伝達

水防活動用気象注意報及び気象警報並びに水防警報の伝達は次の系統により行うものとする。

(1) 水防活動用気象注意報・気象警報

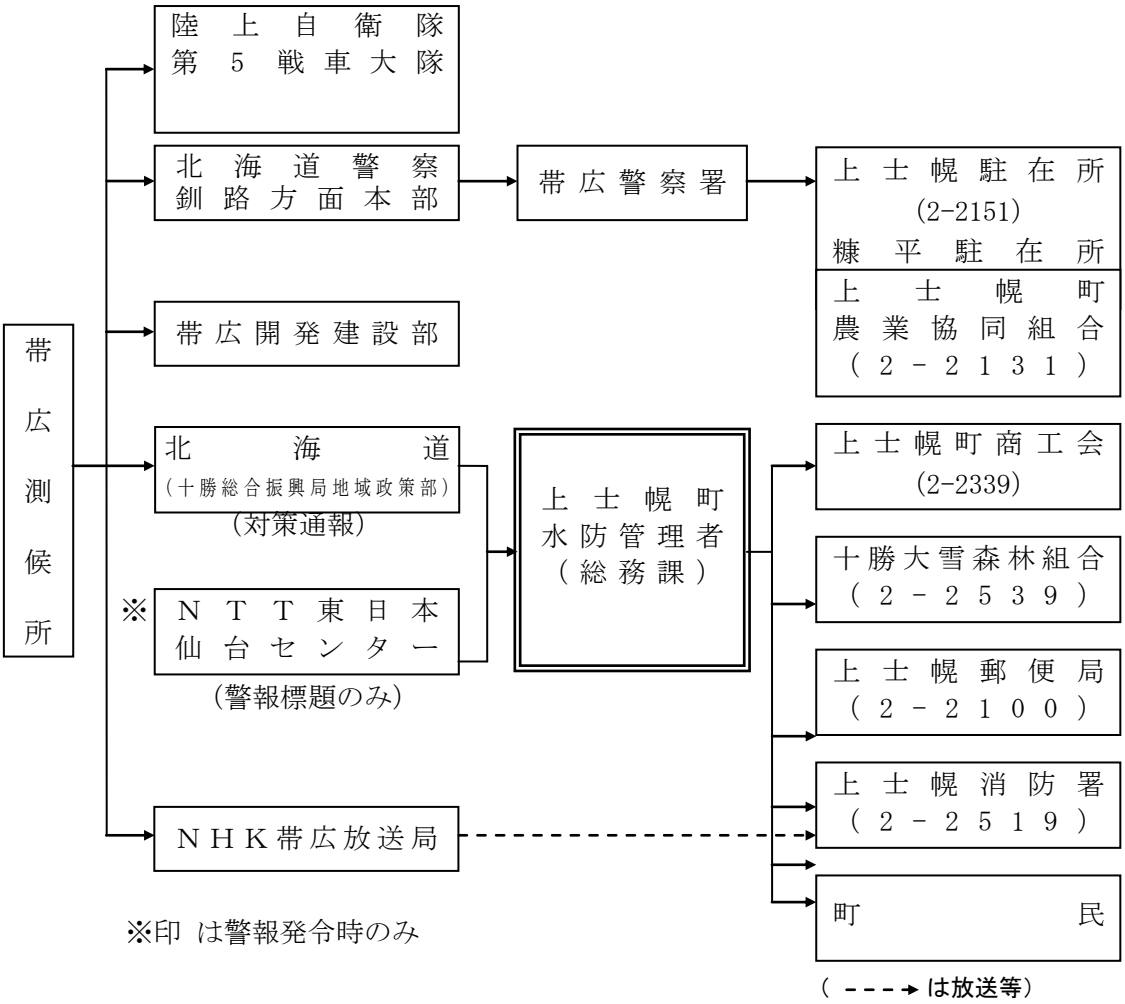

(2) 水防警報（水防法第16条の６第１項）

水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局又は道が発表し、伝達は次の系統により行うものとする。

① 北海道開発局が発表する場合

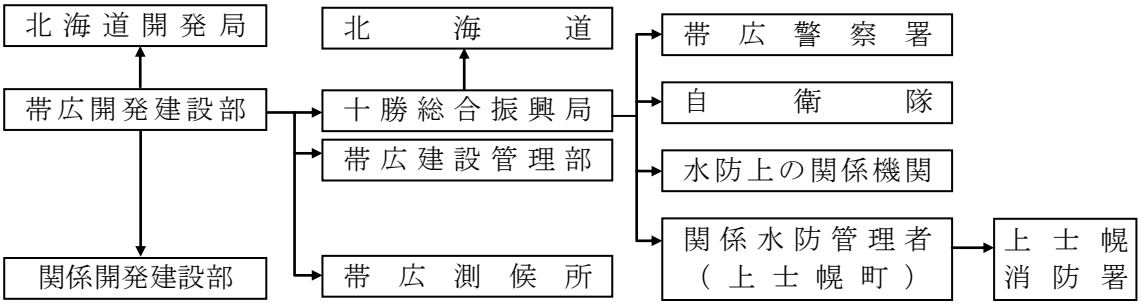

② 道が発表する場合

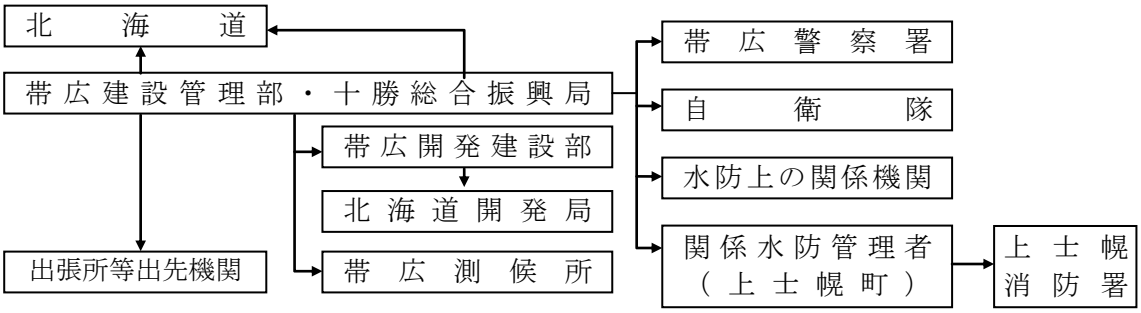

３．別表等

3-1 過去の災害記録

（１）　火災（昭和41年以降被害額1,000千円以上掲載）

年月日			出火場所	出火原因	被害状況	損害額(千円)
昭和 8.	4.	3	北島菓子店	不明	全焼	不明
9.	8.	3	堀口木工場	〃	〃	〃
13.	10.		大黒座斎藤浴場	〃	〃	〃
13.	12.		日室工業 kk 十勝鉱山勢多鉱業所	〃	〃	1,000
19.	7.		萩ケ岡日通亜麻倉庫	〃	〃	不明
21.	11.	23	上士幌 9・10 地区	〃	19 戸 28 世帯全焼	〃
25.	1.	31	三沢製麺工場	〃	農協倉庫全焼	〃
25.	5	5	勢多平野	〃	民有林 0.6ha 焼失	90
	7.	30	黒石平林野	たき火	国有林 0.15ha 焼失	不明
29.	5.	21	〃	人家火災延焼	国有林 60ha 焼失	1,352
	6.	28	〃	たばこ	国有林 65ha 焼失	1,300
	7.	20	糠平　〃	〃	国有林焼失	78
	7.	23	幌加　〃	〃	国有林 15ha 焼失	2,630
	7.	26	糠平　〃	たき火	国有林 0.5ha 焼失	23
30.	7.	2	〃　〃	不明	国有林 20ha 焼失	不明
31.	5.	1	清水谷　〃	たばこ	国有林 2ha 焼失	0
	5.	8	豊岡　〃	火入の残り火	〃	0
35.	3.	28	上士幌農協通り今松菓子店付近	不明	6 棟 7 戸全焼	不明
	4.	27	上音更林野	ごみ焼	民有林 13.6ha 焼失	150
	5.	11	〃	たばこ	国有林 1.1ha 焼失	0
	11.	11	幌加　〃	〃	国有林 1.55ha 焼失	不明
37.	5.	14	糠平温泉大雪ホテル	ストーブの不始末	ホテルほか商店 2 戸全焼	40,000
38.	5.	23	三股林野	たばこ	国有林 7ha 焼失	140
41.	2.	7	三股白戸精製工場	不明	全焼	15,000
42.	3.	28	中央カオリン勢多鉱業所	〃	7 棟全焼、傷者 2 名	60,000
48.	5.	15	豊岡林野	火入の残り火	林野 46ha 焼失	18,481
52.	4.	15	宇上士幌	電気関係	豚舎 197 ㎡全焼、豚 65 頭死亡	10,313
53.	4.	5	北居辺	煙突	住宅 178 ㎡全焼	12,000
	8.	24	萩ケ岡	電気（電）	住宅 116.6 ㎡全焼	13,849
54.	3.	20	宇上士幌（8 区）	ストーブ	住宅 2 棟 288 ㎡全焼	28,148
56.	11.	7	北門	ストーブの不備	蓄舎 1,209 ㎡全焼	78,282
57.	3.	27	宇上士幌（11 区）	不明	店舗 116 ㎡全焼	12,091
59.	12.	20	糠平	ストーブの腐食	店舗併用住宅 556 ㎡全焼	63,048
60.	1	18	宇上士幌	めがね石の取付不備	住宅 137 ㎡全焼	13,943

年月日	出火場所	出火原因	被害状況	損害額(千円)
平成 3. 3. 8	萩ケ岡	子供の火遊び	住宅 186.29 ㎡全焼	12,429
5. 11. 14	東居辺	漏電	物置 559 ㎡全焼	10,015
6. 12. 26	字居辺	電動カッターの火花の飛火	建物 27 ㎡部分焼	5,477
8. 1. 16	字上士幌	不明	建物 79 ㎡半焼	1,386
8. 3. 23	字上士幌	ストーブの熱を受け発火	建物 320 ㎡全焼	4,455
8. 9. 28	字上音更	たばこ	建物 57 ㎡半焼	6,416
9. 2. 16	字居辺	排気管の熱	建物 238 ㎡全焼	2,219
9. 2. 26	字上士幌	取灰が木材に引火	建物 43 ㎡全焼及び類焼部分焼 1 棟	1,360
11. 8. 1	字居辺	不明	建物 204 ㎡全焼	3,226
13. 4. 16	字糠平	エンジンオイルの着火	車両火災	1,300
13. 8. 13	字上士幌	不明	建物 81 ㎡全焼	1,800
14. 1. 12	字上音更	電気毛布	建物 149 ㎡全焼	2,462
14. 4. 14	字上士幌	ガス切断機の火花が牧草に引火	建物 367 ㎡全焼 2 棟	4,516
14. 5. 10	字居辺	煙草の不始末	建物 107 ㎡全焼 負傷者 1 名	5,596
15. 4. 17	字上音更	不明	建物 27 ㎡、林野 8600 ㎡ その他	1,085
15. 5. 14	字上士幌	不明	建物 42 ㎡半焼	1,265
16. 2. 1	字居辺	エンジン部分から出火	車両火災	1,450
16. 5. 12	字居辺	ゴミ焼きの火の粉の飛び火	建物 239 ㎡全焼 3 棟 半焼 1 棟	3,050
16. 12. 30	字上士幌	不明	建物 650 ㎡全焼	9,915
17. 5. 25	字居辺	放火疑い	建物 297 ㎡全焼	6,989
17. 5. 26	字上士幌	放火疑い	建物 346 ㎡全焼	3,156
17. 5. 26	字上士幌	放火疑い	建物 325 ㎡全焼	3,929
18. 5. 3	字居辺	放火疑い	建物 297 ㎡全焼	4,673
18. 5. 12	字上士幌	煙草の不始末	建物 16 ㎡部分焼	1,682
18. 12. 21	字上士幌	不明	建物 183 ㎡全焼	3,738
20. 4. 21	字居辺	枯草焼きの延焼	建物 217 ㎡全焼 3 棟	2,583
20. 8. 8	字居辺	枯草焼きの延焼	建物 178 ㎡全焼 2 棟 部分焼 1 棟	3,365
20. 9. 19	字上士幌	ロールがマフラーに触れる	建物 404 ㎡全焼	3,995
20. 9. 25	字上士幌	不明	車両火災	7,258
21. 12. 14	字上士幌	天ぷら油の過熱	建物 150 ㎡全焼	7,228
22. 7. 5	字三股	高温物が触れる	車両火災	1,120
23. 12. 1	字上士幌	薪ストーブの	建物 35 ㎡半焼	1,120

年月日	出火場所	出火原因	被害状況	損 害 額 (千円)
		輻射でゴミが発火		

（２）　水害・風害・雪害・地震

年月日				被害場所	被害状況	損害額 (千円)
昭和	27.	3.	4	全町	十勝沖地震 ・公共用建物破損 5 件・住宅 10 件・ 半壊住宅 2 件	53
	37.	6.	29	〃	十勝岳爆発 ・降灰により農作物被害大・頭痛等異常を訴えた者 675 名内病院で治療を受けた者 82 名	3,390
	38.	10.	1	〃	集中豪雨により住宅、土木、農作物に被害大（床上浸水 10 戸、床下浸水 22 戸）	43,398
	39.	6.	4~5	〃	集中豪雨により住宅、土木、農作物に被害大（流失 1 戸、床上浸水 7 戸、床下浸水 9 戸）	52,688
		8.	26	〃	台風 14 号により農作物、土木関係に被害大	8,789
	41.	10.	28 ~29	上音更・萩ケ岡地区	集中豪雨により橋梁等に被害大	14,576
	42.	4.	19 ~21	居辺地区	大雨により道路、橋梁等に被害大	2,316
	47.	4.	15 ~22	〃	融雪により道路等土木関係に被害大	5,797
		9.	16 ~17	全町	台風 20 号により農作物、道路に被害大	9,600
	49.	6.	11	〃	集中豪雨により農作物に被害大	7,000
		7.	28 ~29	上音更地区	集中豪雨により農作物、道路に被害大	2,317
		8.	7	〃	大雨により林道に被害	4,998
	50.	4. ~5.	25 5	〃	融雪により道路等土木関係に被害大	39,161
	51.	10.	20 ~21	全町	集中豪雨により林道、農作物に被害大	76,768
	52.	10.	20 ~21	居辺地区	融雪により道路に被害	3,987
	56.	8.	3 ~6	全町	台風 21 号による大雨により住宅、農作物、土木関係に被害大（床上浸水 1 戸、床下浸水 1 戸）	564,951
		8.	22 ~24	〃	台風 15 号による大雨により住宅、農作物、土木関係に被害大（住宅一部破損 3 戸）	390,707
	60.	5.	27	〃	豪風により農作物に被害	4.000
	61.	5.	12 ~13	上音更、北門地区	豪雨により道路等土木関係に被害大	15,590
平成	2.	7.	18	全町	集中豪雨により農作物に 296,679ha の被害	85,402
		9.		〃	長雨により農作物に 850ha の被害	75,761
	3.	10.	17	糠平	豪雨により道路、水道施設の被害	30,864
	10.	8.	28 ~29	全町	大雨により、住宅・農業用施設・土木関係に被害大（床下浸水 1 件）	189,142
		9.	16 ~17	〃	台風 5 号による暴風雨により、農作物・農業用施設・土木・林業関係に被害大	177,962
		9.	22 ~23	〃	台風 7 号による大雨により、農作物・土木関係に被害	14,879
	11.	5.	5	〃	大雨により、農作物、土木関係に被害	22,366

年月日	被害場所	被害状況	損害額 (千円)
5. 13	市街地	地震により、公共施設に被害 （上士幌町震度 4）	808
13. 2. 3~4	全町	大雪により、農業用施設に被害	2,807
3. 4~5	〃	大雪により、農業用施設に被害	35,100
8. 22 ~23	〃	台風 11 号による大雨により、農作物・農業用施設・土木・林業・水道施設に被害大（床下浸水 2 件）	309,767
9. 11 ~12	〃	台風 15 号による大雨により、農作物・農業用施設・土木・水道施設被害	7,581
14. 1. 21 ~22	〃	大雪により農業用施設に被害大	370,523
2. 17 ~18	〃	大雪により農業用施設に被害大	14,520
15. 1. 3~4	〃	大雪により農業用施設に被害大	16,000
10. 2	〃	台風 21 号による暴風雨により、道路・公共施設・林業関係等に被害	65,485
8. 9 ~10	〃	台風 10 号による暴風雨により、住宅・農作物・農業用施設・土木・林業・水道・商工施設に被害大（死者 5 名・軽傷者 1 名・床上浸水 1 件・床下浸水 1 件）	503,979
8. 12	〃	集中豪雨により住宅・土木・商工施設に被害（床上浸水 1 件・床下浸水 12 件）	80
9. 26	〃	十勝沖地震（上士幌町震度 5 弱） ・重傷者 1 名 ・林道陥没 1 件、公共施設破損 5 件、 商工被害 1 件	1,590
16. 9. 8	〃	台風 18 号による暴風により、住宅・農作物・営農施設・土木・林業関係等に被害	44,487
17. 9. 7~8	〃	台風 14 号による大雨により、住宅・農作物・営農施設・土木・林道・水道施設・商工関係に被害大（床下浸水 3 件） 上士幌浄水場の配水池に川の水が流入し、1,940 世帯断水被害	185,058
18. 4. 20	〃	大雨により、農業用施設・土木関係に被害	3,576
8. 18 ~19	〃	大雨により、農業用施設・土木・林道・水道施設に被害（総雨量　上士幌 205mm　糠平 237mm　上士幌 24 時間雨量 202mm　観測史上第 1 位更新）	21,895
10. 7~8	〃	強風により、住家・農作物・営農施設・林業関係に被害大（上士幌　風速 10m）	127,410
11. 22 ~23	〃	強風により、住家・営農施設・林業関係に被害（上士幌　風速 10m）	18,308
19. 1. 6~7	〃	暴風雪により、農業用施設・林道関係に被害（上士幌　最大風速12m　観測史上第1位更新）	1,276
20. 2. 23 ~24	〃	暴風雪により、営農施設破損（45 戸） 公営住宅一部破損（3 棟）	9,800
. 7. 24	北門地区	集中豪雨により、住宅、農業、土木、林業施	22,899

年月日	被害場所	被害状況	損害額(千円)
		設に被害 （床下浸水１件・１時間雨量４３mm 観測史上最多）	
21. 6. 22~23	全町	大雨により、住宅、農業、土木、林業、公共施設、農作物に被害（床下浸水１件）	49,012
22. 5. 22	北門地区	集中豪雨により、農業、土木施設、農作物に被害	11,091
23. 8. 6~7	全町	大雨により、農業、土木施設、農作物に被害	15,715
8. 14~16	〃	大雨により、土木、林業施設に被害	5,801
23. 9. 2~6	〃	台風 12・13 号により、農業、林業、土木施設、農作物に被害	24,576
24. 5. 3~4	北門地区	大雨により、農業、林業施設に被害	17,840
8. 10	全町	大雨により、土木施設に被害	3,300
25. 8. 10	〃	大雨により、農業、土木、林業施設、農作物に被害	13,822
8. 24~25	〃	大雨により、住宅、農業、土木、林業、水道施設、農作物に被害（死者１名・床下浸水１件）	170,124

（３）　農業被害

年月日	被害場所	種類	被害状況	損害額(千円)
昭和　41.　5.~10	全域	冷湿害	異常低温、8 月の集中豪雨により農作物の被害を受けた	240,000
48.　6.　12	〃	霜害	降霜により農作物 450ha の被害を受けた	25,000
6~9	〃	干ばつ	長期干ばつにより農作物 605ha の被害を受けた	32,000
9.　17	〃	雹害	降雹により農作物 1,338ha の被害を受けた	52,000
51.　6.　30	〃	霜害	降霜により農作物 216ha の被害を受けた	10,000
9.　24	〃	〃	降霜により農作物 197ha の被害を受けた	
51.　10.　6	〃	〃	降霜により農作物 6,107ha の被害を受けた	300,000
58　6~8	〃	冷湿害	6 月～7 月の異常低温、長雨により農作物 8,112ha の被害を受けた	1,546,000
9.　29	〃	霜害	降霜により農作物 2,278ha の被害を受けた	
59.　5.　7	上士幌、上音更、居辺地区	雹害	降雹によりてん菜 10ha の被害を受けた	
8.　27	清水谷、北門、東居辺地区	〃	降雹によりデントコーン、てん菜 200ha の被害を受けた	
60.　6.　15	北門、勢多地区	霜害	降霜により農作物 528ha の被害を受けた	233,953
63.　6~7	全域	冷湿害	異常低温、長雨により、627ha の被害を受けた	61,587
平成　5.　5~9	〃	冷害	5 月下旬から 9 月上旬までの低温により農作物 7,132ha の被害を受けた	434,921
8.	〃	〃	5 月以降の低温により農作物 8,587ha の被害を受けた	827,409
13.　9.	〃	霜害	9 月 22・23・28 日の降霜により豆類、スイートコーン、デントコーンで被害を受けた	
14.　6.　10~11	上音更、北門、北居辺地区	風害	強風により小豆 11.4ha の被害を受けた	
6.　25~26	全域	霜害	降霜により農作物 1,925ha の被害を受けた	
15.　6.　4	〃	風害	強風により大豆、小豆、直○てん菜 45.9ha の被害を受けた	834
15.	〃	冷害	冷害により豆類、スイートコーン 687ha の被害を受けた	138,563
16.　8.　15	〃	雹害	降雹により農作物 138ha の被害を受けた	

年月日	被害場所	種類	被害状況	損害額(千円)
17. 6. 22	上音更、北門地域	〃	降雹により農作物 31ha の被害を受けた	2,427
17. 9. 8	全域	大雨	大雨により農作物 352ha の被害を受けた	20,516
18. 10. 7～8	上音更、北居辺、北門、萩ヶ岡、清水谷	風害	強風によりデントコーン 332.3ha の被害を受けた	34,892
20. 5. 20	上音更、東居辺、北門	風害、大雨	強風、大雨により農作物 1.3ha の被害を受けた	1,867
20. 7. 24	全域	集中豪雨	集中豪雨により農作物 138ha の被害を受けた	
21. 5. 15	上音更、上士幌、北居辺、東居辺、北門	霜害	霜害によりアスパラガス 2ha の被害を受けた	200
21. 5. 19	上士幌、北居辺、東居辺	風害	強風によりてん菜、デントコーン 26ha の被害を受けた	1,567
21. 6. 22~23	上士幌、北居辺、東居辺、北門、萩ヶ岡、清水谷	大雨	大雨により農作物 21.47ha の被害を受けた	6,980
21. 8. 20~21	上士幌、北居辺、東居辺、北門、萩ヶ岡	大雨	大雨により農作物 58.85ha の被害を受けた	19,473
22. 5. 22	北門、東居辺	集中豪雨	集中豪雨により農作物 50.5ha の被害を受けた	54,772
23. 8. 6~7	北門、萩ヶ岡、清水谷	大雨	大雨により農作物 276ha の被害を受けた	
25. 8. 25	町内全域	大雨	大雨により農作物 92.91ha の被害を受けた	38,406

3-2 水防区域

（平成 19 年 6 月時点）

番号		危険区域							予想される被害				整備計画	
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離(Km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
	1	上士幌町	東居辺地区	十勝川	居辺川			決壊					道	

※　出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第１表～第６表より該当項目を掲載。

3-3 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）

（平成 19 年 6 月時点）

番号		危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要
	1	上士幌町	下村の沢	上音更	1.0		側溝	町道	畑3ha							道水産林務部	一部実施済
	2	上士幌町	下村の沢第2	上音更	1.0	1		町道	畑5ha							道水産林務部	計画検討中
	3	上士幌町	下村の沢第3	上音更	1.0	2										道水産林務部	一部実施済
	4	上士幌町	水道の沢	上音更	1.0		水道1	町道								道水産林務部	一部実施済
	5	上士幌町	町有林の沢	勢多	5.0				畑2ha							道水産林務部	一部実施済
	6	上士幌町	東泉園の沢	上音更	3.0	1										道水産林務部	一部実施済
	7	上士幌町	高木の沢	上音更	1.0				畑3ha							道水産林務部	一部実施済
	8	上士幌町	町有林の沢	勢多	7.9				畑3ha	農林省	森林法	S44.6.30	968			道水産林務部	一部実施済
	9	上士幌町	三沢の沢	勢多	9.9	2		町道	畑15ha	農林省	森林法	S47.12.23	2457			道水産林務部	一部実施済
	10	上士幌町	勢多の沢	勢多川	1.8		橋2基	町道		農林省	森林法	S48.12.14	2505			道水産林務部	一部実施済
	11	上士幌町	浜名の沢	上音更	9.0			町道	畑23ha	農林省	森林法	S53.6.7	694			道水産林務部	一部実施済
	12	上士幌町	渡部の沢	上音更	1.0	1		町道	畑5ha							道水産林務部	一部実施済
	13	上士幌町	松岡の沢	上音更	0.7				畑3ha	農林省	森林法	S55.12.4	2935			道水産林務部	一部実施済
	14	上士幌町	2の沢	居辺	52.7			町道		農林省	森林法	S59.1.27	273			道水産林務部	一部実施済
	15	上士幌町	居辺東の沢	居辺	4.3	2		町道	畑3ha	農林省	森林法	H3.5.23	686			道水産林務部	一部実施済
	16	上士幌町	高木の沢	上音更	0.7				畑3ha	農林省	森林法	H6.2.4	242			道水産林務部	一部実施済
	17	上士幌町	浜名の沢A	上音更	1.0	1			畑3ha	農林省	森林法	H6.2.4	242			道水産林務部	一部実施済
	18	上士幌町	浜名の沢B	上音更	2.0			町道	畑2ha	農林省	森林法	H6.2.4	242			道水産林務部	一部実施済
	19	上士幌町	シリクニの沢	シリクニ川	111.3				畑200ha							道水産林務部	一部実施済
	20	上士幌町	佐藤の沢	居辺川	1.5			町道								道水産林務部	一部実施済
	21	上士幌町	勢多東の沢	勢多	1.0	1		町道	畑2ha							町	実施済
	22	上士幌町		黒石平													

番号		危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要
	23	上士幌町		幌加1													
	24	上士幌町		幌加2													
	25	上士幌町	渡部の沢2	上音更	1.0			町道								道水産林務部	一部実施済

※　出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査)」の第１表～第６表より該当項目を掲載。

3-4 土石流危険区域

（平成 19 年 6 月時点）

番号		危険区域の現況									予想される被害				整備計画	
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成7年度渓流番号	渓流概況 渓流長(km)	渓流概況 面積(ha)	砂防指定地指定番号・年月日	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他	実施機関	概要
	1	上士幌町	豊岡	十勝川	サンケウォップ川	サンケウォップ川	(総点検)1688	1.23	0		2				道(建設部)	
	2	上士幌町	糠平	十勝川	富の沢川	駅の沢川	(総点検)1689	0.89	3.9		3	鉄道資料館1	国道273号糠平湖畔線		道(建設部)林野庁	
	3	上士幌町	糠平	十勝川	寺の沢川	寺の沢川	(総点検)1690	0.48	12.8	39 号 H3. 1. 10	9	郵便局1	国道273号	寺院1	道(建設部)	一部実施済計画検討中
	4	上士幌町	糠平	十勝川	大雪川	スキー場の沢川	(総点検)1691	0.46	14.8		5	官公庁1	糠平南区2・3号線	旅館1	道(建設部)林野庁	計画検討中
	5	上士幌町	糠平	十勝川	和泉川	八千代沢川 左の沢川	(総点検)1692	1.05	28.0				国道273号	スキー場ロッジ1	道(建設部)林野庁	治山工事 S52～H元年完了
	6	上士幌町	糠平	十勝川	八千代沢川	八千代沢川	(総点検)1693	1.26	50.8		3		国道273号	旅館2	道(建設部)林野庁	治山工事 S48 年実施済
	7	上士幌町	糠平	十勝川	一の沢川	一の沢川	(総点検)1694	2.94	46.6		5	官公庁1 小学校1	国道273号		道(建設部)林野庁	治山工事 S51 年実施済
	8	上士幌町	三股	十勝川	中の川	中の川	(総点検)1695	1.35	0						道(建設部)林野庁	
	9	上士幌町	幌加	十勝川	音更川	八の沢川	(総点検)1696	1.26	(22.3) 30.5						道(建設部)林野庁	治山工事 S62～H3 年完了
	10	上士幌町	北門	十勝川	居辺川	四十五号沢川	(総点検)1702	0	0		1		町道東17線		道(建設部)	
	11	上士幌町	豊岡	十勝川	サンケウォップ川	二号の川		2.84			1			旅館 1	道(建設部)	
	12	上士幌町	居辺	十勝川	芽登川	2の沢		0.6	4.0				道道		道(水産林務部)	一部実施済
	13	上士幌町	勢多	十勝川	音更川	三沢の沢		0.6	2.0		2		町道勢多中央線他		道(水産林務部)	一部実施済
	14	上士幌町	居辺東	十勝川	居辺川	居辺東の沢		0.6	6.0		2		町道上居辺原野線		道(水産林務部)	一部実施済
	15	上士幌町	上音更	十勝川	音更川	松岡の沢		0.4	13.0						道(水産林務部)	一部実施済
	16	上士幌町	上音更	十勝川	音更川	勢多の沢		1.0	2.0				町道勢多鉱山線		道(水産林務部)	一部実施済
	17	上士幌町	勢多	十勝川	音更川	一号の川		2.64			1		町道勢多中央線	旅館1	道(建設部)	一部実施済

番号		危険区域の現況									予想される被害				整備計画	
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成7年度渓流番号	渓流概況		砂防指定地指定番号・年月日	住家（戸）	公共施設（棟）	道　路	その他	実施機関	概　要
								渓流長（km）	面積（ha）							
	18	上士幌町	上音更	十勝川	音更川	渡部の沢		0.5	1.0		3		町道上音更コタン線		道（水産林務部）	一部実施済
	19	上士幌町	上音更	十勝川	音更川	横田の沢		1.0	1.0						道（水産林務部）	一部実施済
	20	上士幌町	上音更	十勝川	音更川	浜名の沢		0.2	1.0		1		町道勢多東４線		道（水産林務部）	一部実施済
	21	上士幌町	上音更	十勝川	音更川	三沢の沢		0.2	1.0		2		町道勢多中央線他		道（水産林務部）	一部実施済
	22	上士幌町	上音更	十勝川	音更川	舟根の沢		0.5	1.0						道（水産林務部）	計画検討中
	23	上士幌町	上音更	十勝川	シリクニ川	牧場の沢		4.0	1.0		1		町道大規模草地循環線		道（水産林務部）	一部実施済
	24	上士幌町	居辺	十勝川	芽登川	旭ヶ丘		1.0	1.0				町道2の沢　芽登線		道（水産林務部）	一部実施済
	25	上士幌町	勢多	十勝川	音更川	勢多右２の沢										
	26	上士幌町	勢多	十勝川	音更川	勢多右３の沢										
	27	上士幌町	北門	十勝川	居辺川	坂下の沢										
	28	上士幌町	東居辺	十勝川	居辺川	石尾の沢										
	29	上士幌町	東居辺	十勝川	居辺川	佐藤の沢		0.7	1.08		1		町道東17線		道（水産林務部）	一部実施済
	30	上士幌町	勢多	十勝川	音更川	ナイタイ川		0.5	1.35		1		町道ナイタイ幹線		道（水産林務部）	一部実施済

※　出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第１表～第６表より該当項目を掲載。

3-5 市街地における低地帯の浸水予想区域

（平成 19 年 6 月時点）

番　号		危険区域の現況					予　想　さ　れ　る　被　害				法令等における指定状況						整　備　計　画	
一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積（ha）	災害の要因	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概　要
															全部	一部		
	1	上士幌町	第11の1区	東1線23０番地	3.24	排水不良	7		11 区2号線								町	調査中

※　出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第４表より掲載。

3-6 危険物取扱所及び貯蔵所

※　出典：「危険物施設一覧表」

上士幌町危険物施設一覧表

事業所数： 26　　施設数 65　　（平成25年04月01日現在）

事業者	施設数	名称及び設置者名	製造所等の別	設置場所	設置許可		変更許可		完成検査		許可数量				倍数
					年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	第１石油	第２石油	第３石油	第４石油	
1	1	㈲宮内石油	一般取扱所	上士幌東3線243番地	45.9.24	2	61.5.12	5	61.10.30	18		4,000			4.000
	2	㈲宮内石油	屋内貯蔵所	上士幌東3線243番地	45.9.24	3			45.12.29	7		4,800			4.800
	3	㈲宮内石油	屋外タンク貯蔵所	上士幌東3線243番地	45.9.24	4	61.5.12	6	61.10.30	19		20,000			20.000
	4	㈲宮内石油	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線243番地	6.1.10	10	23.9.16	6	23.9.20	6		○	○		4.000
2	5	上士幌町農業協同組合	給油取扱所	上士幌東3線230番地	42.11.21	100	23.5.9	1	23.6.2	3	50,000	20,576	1,950		271.550
	6	上士幌町農業協同組合	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線230番地	10.3.2	24	18.03.24	28	18.3.28	23		○	○		6.000
	7	上士幌町農業協同組合	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線230番地	55.7.14	16	10.6.5	5	10.6.9	3		3,800			3.800
	8	上士幌町農業協同組合	一般取扱所	上士幌東3線230番地	55.6.11	13			55.8.26	19		8,000			8.000
	9	上士幌町農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	上士幌東3線230番地	55.6.11	10	20.7.7	6	20.7.17	3		200,000			200.000
	10	上士幌町農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	上士幌東3線230番地	55.6.11	11	22.5.14	3	22.5.27	4		200,000			200.000
	11	上士幌町農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	上士幌東3線230番地	55.6.11	12	21.5.18	5	21.5.25	4		200,000			200.000
	12	上士幌町農業協同組合（乾燥施設）	地下タンク貯蔵所	上士幌東4線246番地	55.5.28	8	22.6.1	6	22.7.8	6		20,000			20.000
	13	上士幌町農業協同組合（乾燥施設）	地下タンク貯蔵所	上士幌東4線246番地	63.5.25	5	23.6.8	4	23.6.29	4		19,000			19.000
	14	上士幌町農業協同組合（乾燥施設）	一般取扱所	上士幌東4線246番地	63.5.25	6			63.7.20	13		1,980			1.980
	15	上士幌町農業協同組合（乾燥施設）	屋外タンク貯蔵所	上士幌東4線246番地	22.2.16	22			22.3.9	6		19,000			19.000
	16	上士幌町農業協同組合（乾燥施設）	一般取扱所	上士幌東4線246番地	22.2.16	23			22.3.9	7		9,600			9.600
3	17	栗林石油㈱上士幌営業所	給油取扱所	上士幌東2線238番地	37.8.20	21	25.6.20	2	20.7.25	5	30,000	50,597	2,000		201.600
	18	栗林石油㈱上士幌営業所	屋内貯蔵所	上士幌東2線238番地	46.7.6	11			46.11.16	16		4,000	3,600		5.800
	19	栗林石油㈱上士幌営業所	屋外貯蔵所	上士幌東2線238番地	56.7.1	10	4.5.6	5	4.6.24	12		7,000	4,000		9.000
	20	栗林石油㈱上士幌営業所	移動タンク貯蔵所	上士幌東2線238番地	18.6.13	12			18.6.19	1		4,000			4.000
	21	栗林石油㈱上士幌営業所	一般取扱所	上士幌東2線238番地	16.7.20	7			16.9.15	4		20,000	10,000		25.000
4	22	J POWER 北海道支店　上士幌電力所	屋内貯蔵所	黒石平	46.11.6	17			47.7.29	21	200	2,000		6,000	4.000
	23	J POWER 北海道支店　上士幌電力所	屋内貯蔵所	黒石平	18.9.15	22	24.3.13	16	24.3.27	13			7,446		3.720
	24	J POWER 北海道支店　上士幌電力所	地下タンク貯蔵所	上士幌東2線228番地	53.9.16	32	24.6.26	6	24.7.10	7		3,000			3.000
	25	J POWER 北海道支店　上士幌電力所	地下タンク貯蔵所	上士幌東2線228番地4	20.5.14	2			20.7.4	3		3,000			3.000
5	26	大雪グランドホテル	9500　×　2　基	糠平	48.8.28	24			49.8.22	34			19,000		9.500

事業者	施設数	名称及び設置者名	製造所等の別	設置場所	設置許可		変更許可		完成検査		許可数量				倍数
					年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	第１石油	第２石油	第３石油	第４石油	
6	27	共成レンテムゼオライト勢多営業所	屋外タンク貯蔵所	上音更基線337	60.7.16	6			60.9.30	8			48,000		24.000
7	28	上士幌町（文化ホール）	地下タンク貯蔵所	糠平	2.4.26	1			2.12.18	6			4,000		2.000
	29	上士幌町（ナイタイ）	屋内貯蔵所	上音更	46.9.16	12			46.10.11	11	400	2,600		300	4.650
	30	上士幌町（ナイタイ）	給油取扱所	上音更	51.6.12	38	13.10.4	29	13.11.29	20		9,600			9.600
	31	上士幌町（保育所）	地下タンク貯蔵所	上士幌東3線238番地	52.9.14	44	13.7.27	19	13.10.12	15			4,900		2.450
	32	上士幌町（役場）	地下タンク貯蔵所	上士幌東3線238番地	56.8.31	15			56.10.14	21			10,000		5.000
	33	上士幌町（小学校）	地下タンク貯蔵所	上士幌東1線233番地	59.5.16	2			59.7.11	2			10,000		5.000
	34	上士幌町（小学校体育館）	地下タンク貯蔵所	上士幌東1線233番地	53.11.6	41	21.12.10	20	22.2.26	17			4,000		2.000
	35	上士幌町（学習センター）	地下タンク貯蔵所	上士幌東3線237番地	3.7.6	7			3.10.5	11			6,000		3.000
	36	上士幌町（処理場）	地下タンク貯蔵所	上士幌西1線214番地	8.5.16	4			8.11.26	12		3,000			3.000
	37	上士幌町（健康増進センター）	地下タンク貯蔵所	上士幌東3線236番地	8.10.17	20			9.3.4	16			10,000		5.000
8	38	㈱サトウ機工	給油取扱所	上士幌東2線223番地	46.9.22	15	13.5.11	4	13.6.7	4	16,650	41,350			124.600
	39	㈱サトウ機工	移動タンク貯蔵所	上士幌東2線223番地	13.11.2	35			13.11.6	15		○	○		3.000
	40	㈱サトウ機工	移動タンク貯蔵所	上士幌東2線223番地	24.3.21	5			24.3.23	5		○			3.000
9	41	十勝恵愛会病院	地下タンク貯蔵所	上士幌東3線238番地	51.9.14	39	10.12.10	28	10.12.24	15			12,000		6.000
10	42	糠平舘観光ホテル	地下タンク貯蔵所	糠平	48.4.16	22			48.7.27	22			9,600		4.800
11	43	アイダ工業㈱	給油取扱所	上士幌東2線290番地	60.3.4	13			60.4.27	1		28,800			28.800
12	44	自衛隊訓練宿泊所	地下タンク貯蔵所	糠平	16.8.10	9			16.10.28	5		10,000			10.000
13	45	中島木材商事㈱	給油取扱所	上士幌東2線234番地	51.10.12	40			51.12.4	51		9,600			9.600
14	46	元上士幌医院（閉院）		上士幌東3線235番地	52.11.1	46			53.1.14	62			10,000		5.000
15	47	上士幌タクシー（有）	給油取扱所	上士幌東2線238番地	54.11.19	37			54.12.27	37		9,600			9.600
16	48	㈲山本商会	給油取扱所	上士幌東3線234番地	56.5.18	22	17.10.31	32	17.11.25	18	16,000	34,000			114.000
	49	㈲山本商会	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線234番地	56.4.21	1			56.4.24	4		○	○		3.000
	50	㈲山本商会	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線234番地	6.10.25	37			6.10.28	17		○	○		4.000
	51	㈲山本商会	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線234番地	12.2.7	18			12.2.15	10		○	○		3.000
17	52	中田木材工業株式会社	給油取扱所	上士幌東3線234番地	60.4.24	1	21.5.14	4	21.6.1	5		19,000			19.000
	53	中田木材工業株式会社	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線239番地	7.4.7	7	21.6.22	7	21.6.26	7		4,000			4.000
18	54	上士幌高等学校	地下タンク貯蔵所	上士幌東1線227番地	60.7.10	5			61.3.6	13			6,000		3.000
19	55	特別養護老人ホーム	地下タンク貯蔵所	上士幌東2線242番地	61.10.16	9			62.1.9	15			8,000		4.000
	56	デイサービス	地下タンク貯蔵所	上士幌東2線242番地	8.5.16	5			8.11.26	11			6,000		3.000

事業者	施設数	名称及び設置者名	製造所等の別	設置場所	設置許可		変更許可		完成検査		許可数量				倍数
					年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	第１石油	第２石油	第３石油	第４石油	
20	57	（有）田中建材工業	給油取扱所	上士幌東1線269番地	63.5.23	2	7.8.3	15	7.8.7	5		19,200			19.200
21	58	㈱ノベルズ	地下タンク貯蔵所	上士幌東3線259番地	6.4.27	4			6.7.11	8		3,000			3.000
	59	㈱ノベルズ	給油取扱所	上士幌東3線259番地	6.5.24	9			6.6.30	5	1,000	2,000			7.000
	60	㈱ノベルズ	屋内貯蔵所	上士幌東3線259番地	6.5.19	8			6.7.4	6	3,000	3,000			18.000
22	61	上士幌トラック㈱	給油取扱所	上士幌138番地	7.4.26	2	9.6.16	7	9.6.24	2		19,200			19.200
23	62	㈱プリンスホテル（ゴルフ場）	給油取扱所	上音更	10.4.8	2			10.6.12	3	597	597			3.580
24	63	三和浄化㈱	移動タンク貯蔵所	上士幌東2線225番地	7.8.15	5	15.11.25	26	16.1.13	20			3,500		1.750
25	64	クリーン開発株式会社	屋外タンク貯蔵所	上音更西6線279番地	8.12.3	23	15.12.19	29	16.5.10	2			18,500		9.250
26	65	株式会社晃陽燃料	移動タンク貯蔵所	上士幌東3線237番地18	59.10.4	168	24.9.4	15	24.9.11			2,000			2.000

3-7 消防施設整備状況

(1) 車両

（平成 25 年 9 月現在）

所属＼車両	タンク車	ポンプ車	化学車	はしご車	大型水槽車	小型ポンプ車	積載車	救急車	指令車	広報車	連絡車	マイクロバス	輸送車	資材搬送車	計
消防署	1				1			1	1						4
本団										1					1
第一分団	2												1		3
第二分団	1													1	2
第三分団		1													1
合計	4	1			1			1	1	1			1	1	11

(2) 消防無線

（平成 25 年 9 月現在）

所属	基地局	移動局	携帯局	計
消防署	1	4	10	15
本団		1		1
第一分団		3	3	6
第二分団	1	2		3
第三分団	1	1		2
合計	3	11	13	27

(3) 消防水利の基準及び現有数

（平成 25 年 9 月現在）

区分		現有水利数	消火栓			基準外現有数			基準数	基準現有数	充足率
			基準現有数	基準外現有数	小計	40t 以上(基準)	40t 未満(基準外)	小計			
準密集地	上士幌	94	26	43	69	18	8	26	88	44	50
その他の地区	糠平	11	1	8	9	2		2	10	3	30
	萩ヶ岡	2		1	1	1		1	1	2	100
	清水谷	1			0		1	1			
	幌加	1			0	1		1	1	1	100
	三股	2		1	1	1		1	1	1	100
	上音更小学校	1			0	1		1	1	1	100
	北門小学校	2		1	1	1		1	1	1	100
	萩ヶ岡小学校	1			0	1		1	1	1	100
	北居辺小学校	1			0	1		1	1	1	100
	大規模草地	1			0	1		1	1	1	100
	計	23	1	11	12	9	2	11	18	11	100
合計		117	27	53	81	27	10	37	106	55	52

(4) 消防資機材の保有状況

① 消火活動用資機材

（平成 25 年 9 月現在）

資　　機　　材　　名	消 防 署	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	合　　計
可搬動力ポンプ（TOHATSU PROⅡ）			1		1
発電機　ホンダ（EM45IS）	1				1
ホンダ（EV6010）		1	1		2
ホンダ（EG1200）		1			1
ホンダ（EM2300）				1	1
ホンダ（E1200）			1		1
投光機　ハロゲン（500W　2 灯式）	1				1
ハロゲン（500W）				1	1
メタハラ（1.8KW　2 灯式）		1	1		2
メタハラ（150W）		2	1	1	4
ジェットシューター（20L）	20	25			45
ラインプロポーショナー　3%	1	1	1		3
泡ノズル	1	1	1		3
泡原液（リットル）	160	240	100		500
投光機 ナイトスキャン	1				1
ミラクロフォーム	21				21
フォレックスパン S	8				8
武蔵(ポータブルキャフス)	1				1

② 救助活動用資機材

（平成 25 年 9 月現在）

資　　機　　材　　名	消 防 署	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	合　　計
空気呼吸器（ライフゼム A1-08 ）	6				6
空気呼吸器用予備ボンベ	16				16
エンジンカッター（ハクスバーナー K760）	1				1
チェーンソー	1				1
油圧救助器具一式（アムカス製）	1				1
救助マット（ソフトランディング SL-35）	1				1
チルホール（パーフェクト TU-16）	1				1
救命索発射銃（ミロク製 M-3 型）	1				1
トランジスターメガフォン	2				2
ガス溶断器（イワタニ製）	1				1
水中ポンプ（テラダ CS 型）	1				1
可燃性・有毒ガス測定器（XP-302M）	1				1
バスケットストレッチャー（71-S）	1				1
防爆型ポータブルファン	1				1
リフティングバック	3				3
ウィンチ	1				1
救助用ボート	1				1
三連はしご	1				1
二連はしご	1	2	1	1	5

③　救急活動用資機材

（平成 25 年 9 月現在）

資　　機　　材　　名	消 防 署	第１分団	第２分団	第３分団	合　　計
酸素吸入器（携帯用）	1				1
吸引機（携帯用）	1				1
バックバルブマスク（手動式人工呼吸器）	1				1
スクープストレッチャー	1				1
メインストレッチャー	1				1
陰圧式固定器具（全身用）	1				1
〃　　（部分用）	3				3
応急手当バッグ	1				1
毛布	2				2
自動体外式除細動器	1				1
バックボード一式	1				1
デマンドバルブ(自動人工呼吸器)	1				1
オートパルス(自動式心肺蘇生器)	1				1
充電式油圧救助器具	1				1
レシプロソー(破壊工具)	1				1
特定行為用バックセット	1				1
救急テスター	1				1

3-8 備蓄物資・防災資機材の整備目標量

（平成 25 年 9 月現在）

	品目	数量	備考
食料品	五目御飯（アルファ化米）	1260 食	対象：3 歳から 69 歳まで
	おかゆ（アルファ化米）	512 食	対象：1 歳、2 歳及び 70 歳以上
	粉ミルク	2.3kg	対象：0 歳
	乾パン、（氷砂糖入り）	630 缶	対象：3 歳から 69 歳まで
	日常の食糧、食材の買い置き	学校給食センターや保育所等において、日常的に確保している食糧・食材、また買い置きについて、災害時には適宜活用できるものとする。	
	学校給食用非常食糧	学校給食が供給できない際に購入した食糧を、災害時に適宜活用できるものとする。	
生活必需品	毛布	921 枚	
	紙おむつ（乳幼児用）	620 枚	対象：0 歳から 3 歳
	紙おむつ（大人用）	282 枚	対象：要介護３以上
	生理用品	2466 枚	対象：１０歳から５５歳の女性
	哺乳瓶	17 個	0 歳
	タオル	921 枚	
	ゴミ袋	460 枚	
	塩素系消毒液	16 本	
	トイレットペーパー	414 ロール	
	組立式仮設トイレ	11 基	対象：7 歳から 69 歳まで
	簡易トイレ	270 基	対象：4 歳から 6 歳、要介護認定者のうち要援護 2 以下
	汚物処理袋	8000 枚	対象：4 歳から 6 歳、要介護認定者のうち要援護 2 以下
資機材	スノーダンプ	20 台	各指定避難所に整備
	スコップ	20 本	
	掛矢	11 本	
	バール・ジャッキ	11 本	
	脚立	11 本	
	トラロープ	33 巻	
	土嚢袋	550 枚	
	作成済み土嚢	550 個	
	砂	5.5 ㎥	
	災害用濾過装置	11 台	
	ブルーシート	110 枚	
	バケツ	55 個	
	懐中電灯（乾電池 1 回交換分付属）	36 本	
	ヘッドランプ	22 個	
	投光器	11 基	
	発電機	11 台	
	コードリール	22 台	

	品目	数量	備考
資機材	衛星携帯電話	6 台	農村部、山間部の指定避難所に 1 台ずつ整備
	非常用ガソリン缶詰	11 箱	各指定避難所に整備
	拡声器	11 台	
	折り畳み式リヤカー	11 台	
	炊事器具セント（鍋・やかん等）	11 セット	
	カセットコンロ（ボンベ付属）	11 セット	
	石油ストーブ	22 台	
	灯油タンク	11 個	
	ダンボール（大型）	1100 枚	
	テント	11 張り	
	担架	22 台	
	スノーモービル	11 台	
医薬品	救急箱	11 箱	
	救急医療セット	11 箱	

3-9 防災用機材・資材在庫一覧

品目	保管場所	在庫数
土のう袋	旧上士幌除雪ステーション倉庫	1,800
土のう作成済（小）	旧上士幌除雪ステーション倉庫	300
剣先スコップ	旧上士幌除雪ステーション倉庫	24
角スコップ	旧上士幌除雪ステーション倉庫	15
軍手	庁舎物品庫	300
ゴム手	庁舎物品庫	34
長靴	庁舎物品庫	17
雨合羽	庁舎物品庫	16
ブルーシート（４間×５間）	旧上士幌除雪ステーション倉庫	3
トラロープ	旧上士幌除雪ステーション倉庫	5
懐中電灯	庁舎物品庫	20
電池	庁舎物品庫	60
ポリタンク	旧上士幌除雪ステーション倉庫	5
ホースポンプ	旧上士幌除雪ステーション倉庫	5
車載用投光機	庁舎物品庫	5
作業灯	旧上士幌除雪ステーション倉庫	2
自家発電機	消防署	2
ヘッドランプ	庁舎物品庫	5
携帯ラジオ	庁舎物品庫	5
メガホン	庁舎物品庫	2
ニューウエイトコーン	旧上士幌除雪ステーション倉庫	26
伸縮コーンバー	旧上士幌除雪ステーション倉庫	12
バリケード横型標識	旧上士幌除雪ステーション倉庫	12
毛布（大）	旧西保育所	79
毛布（小）	旧西保育所	3
バスタオル	旧西保育所	33
タオル	旧西保育所	1
座布団	旧西保育所	20
砂	旧上士幌除雪ステーション倉庫	6（㎥）
アルファ米（１００ｇ）五目ご飯	Ｃ会議室	50
防災用クラッカー（１８ℓ×２）	Ｃ会議室	1
ミネラルウォーター（２ℓ）	Ｃ会議室	４２
一食ボックスカレーライス	Ｃ会議室	642

（平成 25 年 9 月現在）

3-10 指定避難所及び指定緊急避難場所

（平成 25 年 12 月現在）

① 指定避難所及び指定緊急避難場所

	指定避難所	所在地	収容人員（人）	電話番号（01564）	対象地区		二次避難所	指定緊急避難場所
1	スポーツセンター	上士幌東 4 線 237 番地	1,100	2-2249	市街地区	3 区1、3 区2、4 区、5 区	南地区集会所	上士幌町スポーツセンターグランド
2	山村開発センター	上士幌東 3 線 238 番地	660	役場からの内線 2-2111		6 区、14 区	南地区集会所	役場駐車場
3	上士幌中学校	上士幌東 4 線 243 番地	2,100	2-2024		7 区1、8 区	北地区集会所	上士幌中学校グランド
						9区、10区1、10区2、17区	東地区集会所	
4	上士幌小学校	上士幌東 1 線 233 番地	2,300	2-2015		7 区2、16 区	北地区集会所	上士幌小学校グランド
						11 区1、11 区2、12 区	西地区集会所	
5	上士幌高等学校	上士幌東 1 線 227 番地	2,600	2-2549		1 区、2 区、13 区、15 区	南地区集会所	上士幌高等学校グランド
6	糠平温泉文化ホール	ぬかびら源泉郷北区 44 番地3	140	4-2261	ぬかびら源泉郷、幌加、三股地区		―	糠平温泉文化ホール公園駐車場
7	北居辺コミュニティセンター	居辺東 9 線 235 番地	70	2-4135	北居辺地区		―	北居辺小学校グランド
8	東居辺コミュニティーセンター	居辺東 15 線 229 番地	70	2-2760	東居辺地区		―	―
9	北門小学校	居辺東 15 線 291 番地	580	2-4383	北門地区		北門コミュニティーセンター	北門小学校グランド
10	萩ケ岡小学校	居辺東 6 線 300 番地	530	2-4352	萩ケ岡、清水谷地区		萩ヶ岡コミュニティーセンター	萩ヶ岡小学校グランド
11	上音更コミュニティーセンター	上音更東 1 線 274 番地	70	2-4029	上音更、豊岡、勢多地区		―	旧上音更小学校グランド

※ 二次避難所は、災害状況に応じて、あらかじめ指定された施設以外を開設するものとする。

② 利用できるその他の指定緊急避難場所

	指定緊急避難場所	所在地	備 考
1	交通公園	上士幌東 2 線 236 番地	
2	旧上士幌高等学校グランド	上士幌東 3 線 240 番地	
3	高台公園	上士幌東 4 線 241 番地	
4	航空公園	上士幌基線 242 線番地 ほか	

3-11 ヘリコプター発着可能地

	施設名	所在地	着陸地点からの方向距離	広さ	電話	施設管理者
1	スポーツセンターグラウンド	上士幌町字上士幌東４線２３７番地	役場から東 0.2ｋｍ	130m×140m	2-2249	町
2	上士幌中学校グラウンド	上士幌町字上士幌東４線２３８番地	役場から北 0.5ｋｍ	100m×100m	2-2024	町
3	上士幌小学校グラウンド	上士幌町字上士幌東１線２３３番地	役場から西 1.8ｋｍ	90m×130m	2-2015	町
4	北居辺小学校グラウンド	上士幌町字居辺東９線２３５番地	役場から東 4.3ｋｍ	70m×90m	2-4497	町
5	旧東居辺小学校グラウンド	上士幌町字居辺東１５線２２９番地	役場から東 10.8ｋｍ	60m×80m	2-2111	町
6	北門小学校グラウンド	上士幌町字居辺東１５線２９１番地	役場から北東 8.1ｋｍ	70m×90m	2-4383	町
7	萩ヶ岡小学校グラウンド	上士幌町字居辺東６線３００番地	役場から北 10.6ｋｍ	80m×90m	2-4352	町
8	旧上音更小学校グラウンド	上士幌町字上音更東１線２７４番地	役場から西 7.4ｋｍ	70m×90m	2-2111	町
9	糠平小学校グラウンド	上士幌町字糠平番外地	役場から北 24ｋｍ	70m×80m	4-2054	町

3-12 災害応急金融計画（大要）

平成 23 年度

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>生活福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">資格の種類</th><th>内容</th><th>貸付限度（円〕</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>利子</th></tr>
<tr><td rowspan="3">総合支援資金</td><td>生活支援費</td><td>生活再建までに必要な生活費用</td><td>（単身世帯）
月額 150,000 円以内
（複数世帯)
月額 200,000 円以内</td><td>最終貸付日から 6 か月以内</td><td rowspan="3">20 年以内</td><td rowspan="3">無利子（連帯保証人が設定できない場合:1.5%</td></tr>
<tr><td>住　宅
入居費</td><td>敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td><td>400,000 円以内</td><td rowspan="2">６ヵ月以内（生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から６ヵ月以内）</td></tr>
<tr><td>一時生活再建費</td><td>生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用</td><td>600,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福祉資金</td><td>福祉費</td><td>日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な資金（具体的使途は別表参照）</td><td>5,800,000 円以内
〔ただし，使途目的に応じて別表を参照)</td><td>6 ヵ月以内</td><td>20 年以内（ただし、使途目的に応じ別表を参照）</td><td>無利子（連帯保証人が設定できない場合:1.5%</td></tr>
<tr><td>緊急小口資金</td><td>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用</td><td>100,000 円以内</td><td>2 ヵ月以内</td><td>８ヵ月以内</td><td>無利了</td></tr>
<tr><td rowspan="5">教支援資金</td><td>就学支度費</td><td>高等学校等の入学に際し必要な経費</td><td>500,000 円以内</td><td rowspan="5">卒業後6ヵ月以内</td><td rowspan="5">15 年以内（貸付額に期問の上限有り）</td><td rowspan="5">無利了</td></tr>
<tr><td rowspan="4">教育支援費</td><td rowspan="4">高等学校等に就学するのに必要な経費</td><td>〔高等学校〕
月額 35,000 円以内</td></tr>
<tr><td>〔高等専門学校〕
月額 60,000 円以内</td></tr>
<tr><td>〔短期大学)
月額 60,000 円以内</td></tr>
<tr><td>〔大学〕
月額 65,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不動産型生活資金</td><td>不動産担保型生活資金</td><td>低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付</td><td>〔土地評価額の 7 割〕
月額 30,000 円以内</td><td>契約終了後 3 ヵ月以内</td><td>据置期問終了時</td><td rowspan="2">年 3%または長期プライムレート</td></tr>
<tr><td>要保護世帯向け不動産担保型生活資金</td><td>要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付</td><td>〔土地評価額の 7 割〕
保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内</td><td>契約終了後 3 ヵ月以内</td><td>据置期問終了時</td></tr>
</table>
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を、貸付けの日から２年以内とすることができる。
</td></tr>
</table>

融資の名称	内容・資格・条件等
生活福祉資金	＜福祉資金福祉費別表＞

使途目的	呼　称	貸付限額目安	還期間	利了
生活を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000 円	20 年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合:1.5%
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・６ヵ月以内 1,300,000 円 ・１年以内 2,200,00 円 ・2 年以内 4,000,000 円 ・3 年以内 5,800,000 円	8 年以内	
住宅の増改築、補修等及び公共住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000 円	7 年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000 円	8 年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000 円	8 年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000 円	10 年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000 円	7 年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000 円	3 年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000 円	3 年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000 円	3 年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000 円	3 年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等

母子・寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830、000 団体　4,260,000		1年	7年以内	無利了
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1，420、000		6ヵ月	7年以内	無利了
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 短大、専修大学〔専門課程〕	公立（自宅）18、000 （自宅外）23,000 私立（自宅）30,000 （自宅外）35,000 公立（自宅）44,000 （自宅外）50,000 私立（自宅）52,000 （自宅外）59,000 大学 公立（自宅）44、000 （自宅外）50,000 私立（自宅）53,000 （自宅外）63,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	２０年以内専修学咬（一般課程は５年以内）	無利了
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金　（例　洋裁、タイプ，栄養士等）	月額 50、000 （特１回 450、000）	知識、技能を習得する期間中３年をこえない範囲内	知識技能習得後6か月	10年以内	無利了
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 50、000 （特１回 450、000） （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中３年をこえない範囲内	知識技能習得後6か月	6年以内	無利了

融資の名称	内容・資格・条件等

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 （特別　320,000）		1ヵ月	10　年以内	無利了
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が１年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	310,000 （特１回450,000） 介護 500,000		6ヵ月	5 年以内	無利了
生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 （一般）103,000 （技能）140,000	技能習得資金貸付期間中3年以内	知識技能習得（医療）後6ヵ月	10　年以内	無利了
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	貸付期間満了後6ヵ月	7年以内	年 3%
		配偶名のいない女子になって５年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内		生活安定8年以内 失業5年以内	
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6ヵ月	7年以内（保全等は6年以内）	年 3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000		6ヵ月	３年以内	年 3%

母子・寡婦福祉資金

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>母子・寡婦福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th>資金の種類</th><th colspan="2">貸付対象等</th><th>貸付限度額</th><th>貸付を受ける期間</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>利率</th></tr>
<tr><td>就学支度資金</td><td>母子家庭の母が扶養する児童

父母のいない児童

寡婦が扶養する児童</td><td>就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金</td><td>小学校　39,500
中学校　46,100
高校等
公立（自宅）75、000
（自宅外）85,000
私立（自宅）410,000
（自宅外）420,000
大学・短大
公立（自宅）370、000
（自宅外）380,000
私立（自宅）580,000
（自宅外）590,000</td><td></td><td>６か月</td><td>20年以内（専修学校（一般課程５年以内））</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>結婚資金</td><td>母子家庭の母

寡婦</td><td>母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金</td><td>300,000</td><td></td><td>６か月</td><td>5年以内</td><td>年3%</td></tr>
<tr><td>特例児童扶養資金</td><td>母子家庭の母

父母のいない児童</td><td>児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶名のいない女子</td><td>平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付中請時の児童扶養手当支給額との差額</td><td>18歳未満の児童を扶養する期間中５年を超えない範囲</td><td>６か月</td><td>10年以内</td><td>無利子</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>災害援護資金貸付金</td><td>
実施主体　市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。
対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。
貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
<table>
<tr><th>貸　付　限　度</th><th>利　率</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>償還方法</th></tr>
<tr><td>①　世帯主の１ヵ月以上の負傷
1,500,000 円</td><td rowspan="4">年３％

（据置期間は無利子）</td><td rowspan="4">３年

（特別の事情がある場合は５年）</td><td rowspan="4">１０年

（据置期間含む）</td><td rowspan="4">半年賦

年賦</td></tr>
<tr><td>②　家財等の被害
ア　家財の 3 分の 1 以上の損害
1,500,000 円
イ　住宅の半壊
1,700,000 円
ウ　住宅の全壊（１の場合を除く）
2,500,000 円
エ　住宅全体の滅失又は流失
3,500,000 円</td></tr>
<tr><td>③　①と②が重複した場合
ア　①と②のアが重複した場合
2,500,000 円
イ　①と②のイが重複した場合
2,700,000 円
ウ　①と②のウが重複した場合
3,500,000 円</td></tr>
<tr><td>④　次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
ア　②のノの場合　2,500,000 円
イ　②のウの場合　3,500,000 円
ウ　③のイの場合　3,500,000 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北　海　道 市　町　村	母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号)	国 2/3 貸付　道 1/3 貸付 償還については 6 月ないし 1 年間の措置期間がある。修業資金については厚生大臣の定めるものは無利子である。
北　海　道 市　町　村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)	貸付金の額は、1 世帯当たり限度額は 350 万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担　国 2/3　都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅資金	

１　融資対象者

・次の（１）から（４）の全てにあてはまる方

（１）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方

（２）ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方

（３）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年　　収	４００万円未満	４００万円以上
総返済負担率	３０％以下	３５％以下

（４）日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方

２　融資条件

区　分		建　　設	新築購入	ﾘﾕｰｽ(中古)購入	補　　修
融資対象	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	13㎡以上.175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）175㎡以下	
	敷地面積		100㎡以上(一戸建ての場合	１建築物当たり100㎡（一戸建て等の場合）	
	築年数		申込受付日から２年前の日以降に竣工した住宅.又は竣工予定の住宅		
融資限度額	耐火 準耐火 木造 （高耐久、補修を除く）	建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,130万円 うち土地取得資金 970万円 （リユースプラス） (購入資金2,430万円) （うち土地取得資金970万円）	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円 ※木造は下段
	木造 (一般)	建設資金 1,400万円 土地取得資 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,370万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,920万円 うち土地取得資金 970万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
返済期間	耐火 準耐火 木造 (高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内
	木造 (一般)	25年以内	25年以内		
	据置期間	3年以内			１年以内（返済期間に含む）
貸付金利		年1.77%(平成23年1月24日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)			
受付期間		り災日 （市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から2年間			

取扱機関等	関係法令等	備　　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル　0120-086-353又は048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋、汚染等よる通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が 200 万円（法人 1, 000 万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則５年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600 万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の 12 分の 3 に相当する額又は粗収益の 12 分の 3 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償還期間	10 年以内（うち据置き 3 年以内）
	貸付利率	年 0.6～0.95%(H25. 6. 25 現在)

取扱機関	関係法令等	備　　考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
天災融資法による融資	貸付の対象　（ア）被害農業者 （イ）被害林業者　　（以下「農林漁業者という」） （ウ）被害漁業者 （エ）被害組合 融　資　額　農林漁業者 2, 000, 000 円（北海道 3, 500, 000 円） 〔法令で定める資金　5, 000, 000 円　法令で定める法人　25, 000, 000 円　〕 漁具購入 50, 000, 000 円 償還期間　　農林漁業者　6 年以内（激甚災害法適用 7 年以内） 貸付利率　　農林漁業者　損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 年 6. 5%以内 損失額の割合 30%以上の者　年 5. 5%以内 特別被害地域内の特別被害農業者　年 3. 0%以内 ※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等) ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上で､かつ損失額が平年の農業総収入額の 10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の 30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の 10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ本等の損失額が当該施設の被害時の価額の 50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の 10%以上､又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の 50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの

融資の名称	内容・資格・条件等
造林資金	貸付の対象　造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額、但し、計画森林にあっては、90%相当額 償還期間　35 年以内(20 年以内の据置期間含む) 貸付利率　0.6～1. 35% (H25. 6. 25 現在)
樹苗養成施設資金	貸付の対象　苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 償運期間　15 年以内(5 年以内の据置期間含む) 貸付利率　0.6～1. 35%(H25. 6. 25 現在)
林道資金	貸付の対象　自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び上場を含む)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 償還期間　20 年以内(3 年以内の据置期間含む) 貸付利率　0.6～1. 35%(H25. 6. 25 現在)
農林漁業施設金(主務大臣指定施設) 林産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象　林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクェーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円(特認 600 万円)のいずれか低い額 償還期間　15 年以内(3 年以内の据置期間含む) 貸付利率　0.6～1. 20%(H25. 6. 25 現在)
共同利用施設資金	貸付の対象　林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリェーシヨン施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当 償還期間　20 年以内(3 年以内の据置期間含む) 貸付利率　0.6～1. 20%(H25. 6. 25 現在)

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
林業経営維持資金	貸付の対象　樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が 80ha を超えない者)及び林業を営む法人(但し、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。)並びに森林組合同連合会等(但し、前記の者に転貸する場合に限る。) 貸付限度額　個人 60 万円(但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を 60 万円から控除した額) 法人 800 万円 償還期間　20 年以内(原則一括払い) 貸付利率　1. 00～1. 70%
備荒資金直接融資資金	貸付の対象　備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。 貸付限度額　各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、但し、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで 償還期間　6 ヶ月 融資利率　年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の２倍(その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>中小企業総合振興資金
「セーフティネット貸付(災害貸付)」</td><td>・目的
　災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。
・融資条件
<table>
<tr><td>融資対象</td><td colspan="2">１　災害の影響により中小企業信用保険法第２条第４項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等
２　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>設備資金</td><td>運転資金</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td>8,000万円</td><td>5,000万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>10年以内（据置２年以内）</td><td>７年以内（据置２年以内）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>［固定金利］
５年以内　年1.3％
１０年以内　年1.5％</td><td>［変動金利］
年1.3％
（融資期間か３年超の場合選択可）</td></tr>
<tr><td>担保・償還方法</td><td colspan="2">取扱金融機関の定めるところによる</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td colspan="2">すべて北海道信用保証協会の保証付き</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>勤労者福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>中小企業に働く方</th><th>季節労働者の方</th><th>離職者の方</th></tr>
<tr><td>融資対象者</td><td>中小企業に勤務する方
(育児・介護休業中の方も含む)
前年の総所得が 600 万円以下の方</td><td>２年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方
前年の総所得が 600 万円以下の方</td><td>企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
①雇用保険受給資格者
②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td colspan="3">中小企業に働く方・季節労働者の方　120 万円以内
離職者の方　100 万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">8 年以内
(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)</td><td>5 年以内
(6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可)</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年 1. 60%</td><td colspan="2">年 0. 60%</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="3">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>取扱金融機関の定めによる。</td><td colspan="2">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>法適用の要件</td><td>（１）対象となる自然災害
①災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
④5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
(2) 支給対象世帯
・住宅が全壊した世帯
・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支給条件</td><td>（１）支給金額
下表に示す限度額の範回内で、①～⑧の経費に対して支給される。
<table>
<tr><th></th><th>合　　計</th><th></th><th></th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>①～④</th><th>⑤～⑧</th></tr>
<tr><td>複数（２人以上）世帯</td><td>３００万円</td><td>１００万円</td><td>２００万円</td></tr>
<tr><td>単数（１人）世帯</td><td>２２５万円</td><td>７５万円</td><td>１５０万円</td></tr>
</table>
①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
③住居の移転費又は移転のための交通費
④住宅を賃借する場合の礼金
⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（５０万円が限度）
⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費
⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費
（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（１００万円が限度）
（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範回内で７０万円を限度に支給
（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の１／２

（２）支給に係るその他の要件
<table>
<tr><th rowspan="2">年収等の要件</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr>
<tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr>
<tr><td>（年収）≦500 万円　の世帯</td><td>３００万円</td><td>２２５万円</td></tr>
<tr><td>500 万円＜（年収）≦700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯</td><td rowspan="2">１５０万円</td><td rowspan="2">112.5 万円</td></tr>
<tr><td>700 万円＜（年収）≦800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</td></tr>
</table>
（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、１級の精神障害者、１，２級の身体障害者などを構成員に含む世帯</td></tr>
<tr><td>補助金の交付</td><td>被災者生活再建支援法人が支給する支援金の２分の１に相当する額を国が補助</td></tr>
</table>

3-13 事業別国庫負担等一覧

	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土本施設災害復旧事業国庫負担法	河　川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行 1 ヵ所 500 万円以上道施行 1 ヵ所 120 万円以上市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海　岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行 1 ヵ所 500 万円以上道施行 1 ヵ所 120 万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行 1 ヵ所　60 万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国その都度決定する。道施行 1 ヵ所 120 万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道　路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行 1 ヵ所 500 万円以上道施行 1 ヵ所 120 万円以上市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	〃
	港　湾	〃	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外かく施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標)等	国施行 1 ヵ所 500 万円以上道施行 1 ヵ所 120 万円以上市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	〃
	漁　港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行 1 ヵ所 500 万円以上道施行 1 ヵ所 120 万円以上市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行 1 ヵ所 120 万円以上市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空　港	国、道、市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動赋駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)	１施設　120 万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の 2/10 は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農　地	道、市町村、土地改良区等	農地	1 ヵ所　40 万円以上	5/10(通常)、8/10、9/10(高率該当分)
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1 ヵ所　40 万円以上	6. 5/10 (通常)、9/10、10/10(高率該当分)
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1 ヵ所　40 万円以上	5/10～6.5/10(通常)、7. 5/10～10/10(高率後)
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質）漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1 ヵ所　40 万円以上	6. 5/10 (通常)、10/10(高率該当分)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第 85 条、第 85 条の 2、第 85 条の 3、第 87 条の 2 の規定に基基づいて国が実施している土地改良事業地区	1 地区の復旧事業費（当該地区における 1 ヵ所の復旧事業費 75 万円以上のものの合算額）が 500 万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の 100 分の 1 を超えるもの。	土地改良法施行令第 52 条第 1 項第 3 項、第 2 項第３号及び第 6～8 項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第 89 条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1 ヵ所　75 万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1 ヵ所　75 万円以上	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・１カ所　概ね 2, 000 万円以上・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅		毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額１件につき 80 万円以上設備整備～災害復旧費協議額１件につき 60 万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等		〃	1/2 または　1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等		〃	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム		〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設		〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等		施設整備～災害復旧費協議額１件につき 80 万円以上（保育所については、40 万円以上）設備整備～災害復旧費協議額１件につき 60 万円以上（保育所については、30 万円以上）	1/2 または　1/3
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム		施設整備～災害復旧費協議額１件につき 80 万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、市町村、非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	施設整備～災害復旧費協議額１件につき８０万円以上	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額１件につき 60 万以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道	市町村	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む）	○上水道事業寓だけ水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130 円 ②本復旧費>1, 900 千円 (町村は 1, 000 千円) ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110 円 ②本復旧費＞1,000 千円 (町村は 500 千円)	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、川丶学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80 万円以上 市町村 40 万円以上 設備整備 道 60 万円以上 市町村 30 万円以上	2/3(離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道　80 万円以上 市町村　40 万円以上	2/3(離島 4/5)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街　路	道、市町村	都市計画法第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第 18 条第 2 項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道　120 万円以上 市町村　60 万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が３万 m3 以上であるもの、又は２千 m3 以上の一団をなす堆積土砂又は 20m 以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量２千 m3 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村　60 万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：８０万円以上 市町村：４０万円以上	１／２
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の配水管及び排水桀(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2)都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3)公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
	4)宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		1/2

3-14 被害状況判定基準

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の (2) (3) を参照。
	重　傷　者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が 1 ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の (2) (3) を参照。
	軽　傷　者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が 1 ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の (2) (3) を参照。
②住家被害	住　　家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世　　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
②住家被害	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判　断　基　準
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径1㎜以下にあっては2㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては5㎝以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業共同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。

⑬その他	鉄　道　不　通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄　道　施　設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都　市　施　設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

4-1 災害危険区域位置図

「A-1」※　出典：災害危険区域を示した「上士幌町要図Ａ、Ｂ」を掲載。（原本は1／50,000カラー図）（平成19年6月時点）

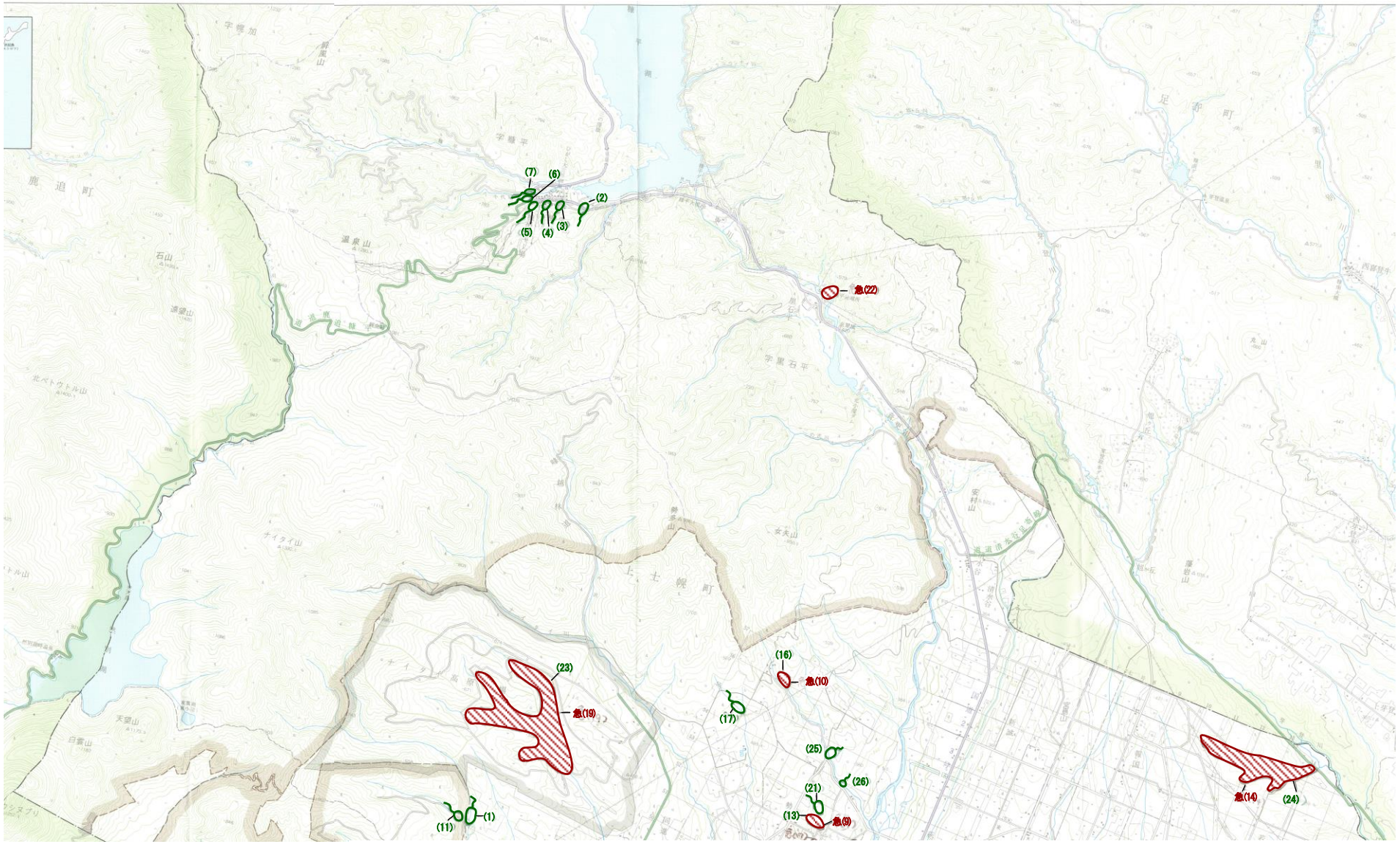

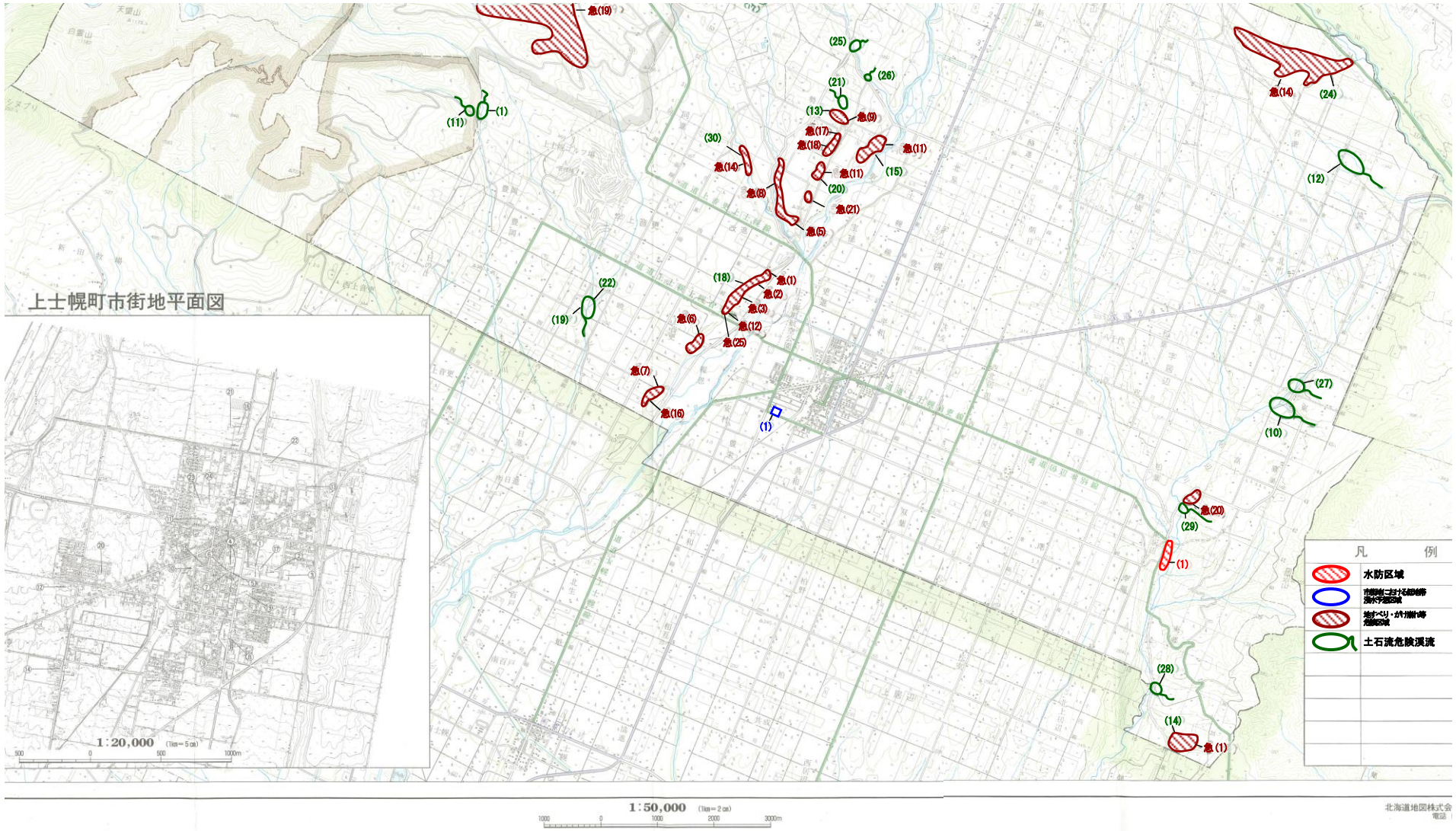
上士幌町市街地平面図
1:20,000 (1km=5cm)
1:50,000 (1km=2cm)
凡　例
水防区域
土石流危険渓流
北海道地図株式会
電話

「B-1」※　出典：災害危険区域を示した「上士幌町要図Ａ、Ｂ」を掲載。（原本は１／50,000 カラー図）（**平成 19 年 6 月時点**）

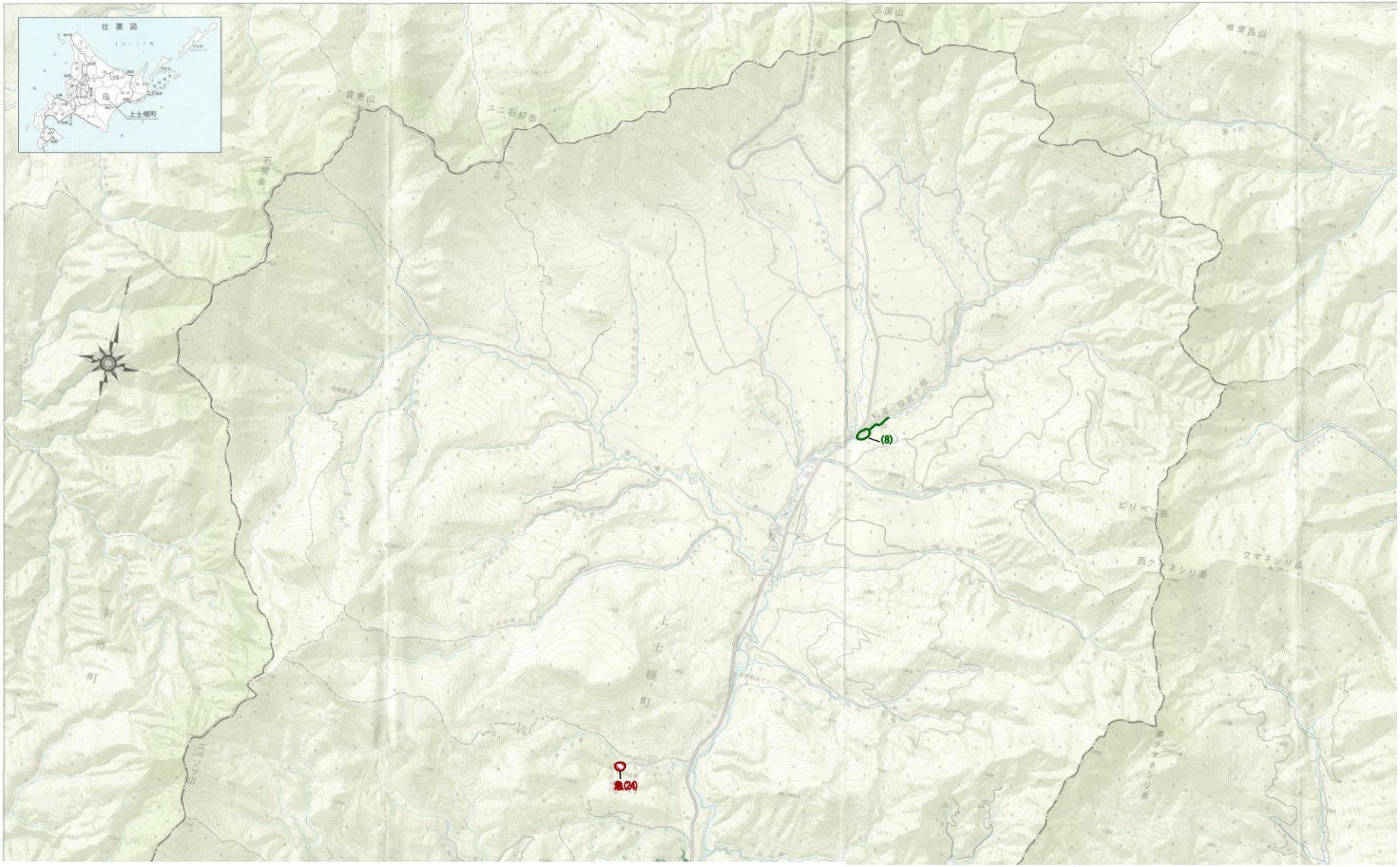

「B-2」※　出典：災害危険区域を示した「上士幌町要図Ａ、Ｂ」を掲載。（原本は 1／50,000 カラー図）（**平成 19 年 6 月時点**）

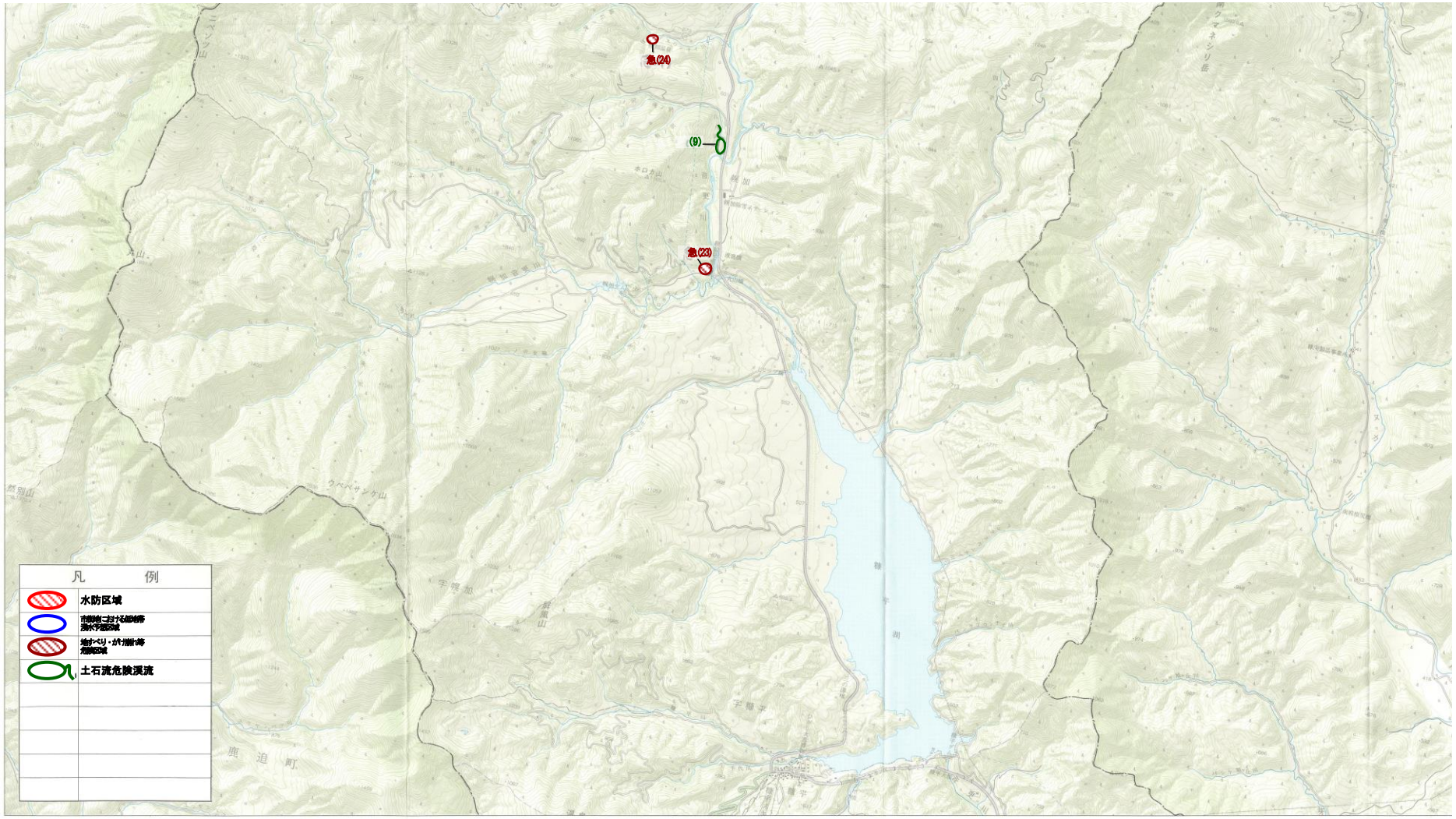

1：50,000 (1km＝2cm)

4-2「別図1」上士幌町耐震改修促進計画による想定震度

■「十勝沖地震」における想定震度と、建物や人的被害の状況■

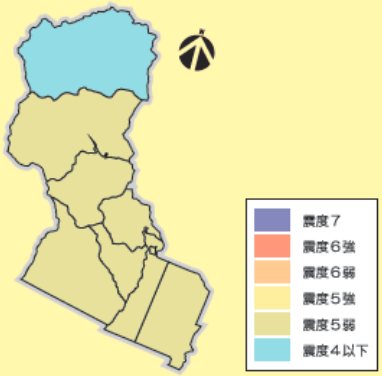

想定地震	想定最大地震	建物被害棟数		人的被害数		
		全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
十勝沖地震	震度5弱	0棟	0棟	0人	0人	0人

上士幌町の多くの地区で震度5弱、一部の地区で震度4以下が想定されます。
この地震では、建物や人的被害はみられません。

■「十勝平野断層帯主部による地震」における想定震度と、建物や人的被害の状況■

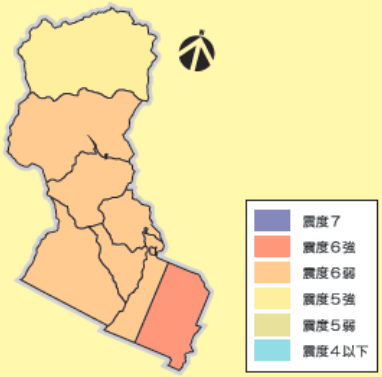

想定地震	想定最大地震	建物被害棟数		人的被害数		
		全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
十勝平野断層帯主部による地震	震度6強	95棟	402棟	1人	7人	75人

上士幌町の多くの地区で震度6強から震度6弱の強い揺れ、一部の地区で震度5強が想定されます。
建物被害は、木造住宅を中心に497棟の全・半壊が見込まれます。人的被害は、死傷者1人、重軽傷者82人が見込まれます。

■「全国どこでも起こりうる直下の地震」における想定震度と、建物や人的被害の状況■

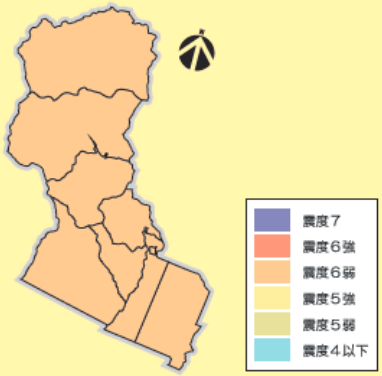

想定地震	想定最大地震	建物被害棟数		人的被害数		
		全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
全国どこでも起こりうる直下の地震	震度6弱	16棟	176棟	1人	4人	28人

上士幌町のほぼ全ての地区で震度6弱が想定されます。
建物被害は、木造住宅を中心に192棟の全・半壊が見込まれます。人的被害は、死傷者1人、重軽傷者32人が見込まれます。

５．様式等

5-1 気象予警報等受理票

気　象　予　警　報　等　受　理　票

<table>
<tr><td rowspan="2">決裁</td><td>町　長</td><td>副町長</td><td>課　長</td><td>主　幹</td><td>主　査</td><td>担　当</td><td>合　　議</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>発信日時</td><td colspan="4">午前
年　　月　　日　　時　　分
午後</td><td colspan="2">電話・電報・防災無線　　連絡
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>発信者</td><td colspan="4"></td><td>受信者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>予警報の種　　類</td><td colspan="4"></td><td>発表時刻</td><td>時　　分
発表機関</td></tr>
<tr><td>受理事項</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>処理方法</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

5-2「別表第1号様式」

従　事　第　　号

公　用　令　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

5-3「別表第2号様式」

保　管　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

5-4「別表第3号様式」

管　理　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり土地　家屋　施設　物資　を　管理　使用する。　収用する。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

名　称	数量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備考

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

5-5「別表第4号様式」

変　更　第　　号

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

5-6「別表第5号様式」

取　消　第　　号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

5-7「別表第6号様式」

No.

防 災 立 入 検 査 票

所　属
職　名
氏　名

年　月　日生

上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。

平成　年　月　日交付

上士幌町長　　㊞
交付責任者　　㊞

※規格　縦６センチ　横９センチとする。
（裏）

注　意

１．本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
２．本票は　年　月　日まで有効とする。
３．本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
４．本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

5-8 避難所等収容台帳（避難所等）

（平成 19 年 3 月現在）

避難所等収容台帳

（避難所等）

管理者 認　印	月　日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計　（　　日間）						

注）1.「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

5-9 避難所等設置及び収容状況（上士幌町）

（平成 19 年 3 月現在）

避難所等設置状況及び収容状況

（上士幌町）

避難所等の名称	所在地	種別	開設機関 月　日から 月　日まで	実人員（人）	開設日数（日間）	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

注）1.「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
2.「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

5-10 規制の標識等

規制の標識等

災害用

訓練用

備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、または図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することが出来る。

5-11 緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="4">年　月　日
第　　号
緊急通行車両確認証明書
知　事　印
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に標示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備　考　用紙は日本工業規格 A5 とする。

5-12 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

平成　　年　　月　　日　　時現在

（上士幌町）

世帯構成員別 ＼ 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全　壊（焼）													
流　失													
半　壊（焼）													
床上（下）浸水													

5-13 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

平成　　年　　月　　日　　時現在

（上士幌町）

世帯		人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
					円				円				円					
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

注）1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
3. 各品目ごとの「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

5-14 物資受払簿

物資受払簿

品目		単位			（上士幌町）
月　日	摘要	受	払	残	備考
計	道調達分				
	町調達分				

注）1.「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
2.「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

5-15 物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)　2 流失 3 半壊(焼)　4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎となつた世帯構成員数	人	男　　人 女　　人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成　　年　　月　　日

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿

連絡先（指定避難所・電話番号等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給付（貸与）年月日	品　名	数　量	備　考

5-16 物資の給与状況

物資の給与状況

（上士幌町）

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員（人）	給与月日（月　日）	物資給与の品目				実支出額（円）	備考
					布団	毛布	○○			
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成　　年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上（下）浸水の別を記入すること。
　　2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
　　3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

5-17 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関	上士幌町役場						
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL　　FAX						
災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　時　分							
	災害発生日時	年　月　時　分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか）						
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		（機関名） （職・氏名）							
無線連絡方法		（周波数）　Ｈｚ							
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

5-18「様式2」救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年　月　日　時　分			
1　要請市町村名　上士幌町	電話	FAX		
担当者　課名	職名	氏名		
2　依頼病院名	電話			
所在地				
担当者（医師名）	医師	氏名		
3　受入れ医療機関名				
所在地				
電話	FAX			
受入れ医療機関の了承	有　・　無			
4　患者氏名（ふりがな）	生年月日　年　月　日生　歳　男・女 体　重　kg　職業			
住所（ふりがな）				
病名（ふりがな）	現状			
5　付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院　・　受入医療機関）				
氏名	医師		年齢　歳	体重　kg
	看護師			
	付添人	続柄		
6　運航上の必要事項				
(1) 患者に装備されている医療機器の状況				
①点滴（規格　×、重量　g）②保育器（規格H　×W　×L　、重量　g）				
③酸素吸入器（規格　×、重量　g）				
④その他（名称　、規格　×　、重量　g）				
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格				
①依頼病院	kg	kg	kg	
②受入れ医療機関	kg	kg	kg	
現地離着陸場		メモ		

5-19 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

第　　号
年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

上 士 幌 町 長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付け（要請文書番号）をもって要請した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。

記

撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

5-20 自衛隊の災害派遣要請について

第　　号
年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

上 士 幌 町 長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

(1)　災害の状況及び派遣を要請する事由

(2)　派遣を必要とする期間

(3)　派遣を希望する区域及び活動内容

(4)　派遣部隊が展開できる場所

(5)　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

※ 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

5-21 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告日時</td><td>月　日　時　分現在</td><td>発受信日時</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関
（支庁・市町村名等）</td><td></td><td>受信機関
（支庁・市町村名等）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者
（職・氏名）</td><td></td><td>受信者
（職・氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">気象等の状況</td><td>雨量
河川水位
風速
その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ライフライン関係の状況</td><td>道路
電話
水道
（飲料水）
電気
その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)
災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置

（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)
災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">応急措置の状況</td><td rowspan="3">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>指定緊急避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ) 出動人員</td><td colspan="3">(ｲ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他（町民等）</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

5-22 被害状況報告

被害状況報告（速報　中間　最終）

月　　日　　時現在

災害発生日時	月　日　時　分	災害の原因	
災害発生場所			
発信 機関（市町村）名		受信 機関（市町村）名	
発信 職・氏名		受信 職・氏名	
発信 発信日時	月　日　時　分	受信 受信日時	月　日　時　分

項目			件数等	被害金額（千円）
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告
	行方不明	人		
	重症	人		
	軽症	人		
	計	人		
②住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	一部破損	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
	計	棟		
		世帯		
		人		
③非住家被害	全壊 公共建物	棟		
	全壊 その他	棟		
	半壊 公共建物	棟		
	半壊 その他	棟		
	計 公共建物	棟		
	計 その他	棟		
④農業被害	農地 田 流出・埋没等	ha		
	農地 田 浸冠水	ha		
	農地 畑 流出・埋没等	ha		
	農地 畑 浸冠水	ha		
	農作物 田	ha		
	農作物 畑	ha		
	農業用施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	営農施設	箇所		
	畜産被害	箇所		
	その他	箇所		
	計			

項目			件数等	被害金額（千円）
⑤土木被害	道工事 河川	箇所		
	道工事 海岸	箇所		
	道工事 砂防設備	箇所		
	道工事 地すべり	箇所		
	道工事 急傾斜地	箇所		
	道工事 道路	箇所		
	道工事 橋梁	箇所		
	道工事 小計	箇所		
	市町村工事 河川	箇所		
	市町村工事 道路	箇所		
	市町村工事 橋梁	箇所		
	市町村工事 小計	箇所		
	港湾	箇所		
	漁港	箇所		
	下水道	箇所		
	公園	箇所		
	崖くずれ	箇所		
	計	箇所		
⑥水産被害	漁船 沈没流出	隻		
	漁船 破損	隻		
	漁船 計	隻		
	漁港施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	その他施設	箇所		
	漁具（網）	件		
	水産製品	件		
	その他	件		
	計			
⑦林業被害	道有林 林地	箇所		
	道有林 治山施設	箇所		
	道有林 林道	箇所		
	道有林 林産物	箇所		
	道有林 その他	箇所		
	道有林 小計	箇所		
	一般民有林 林地	箇所		
	一般民有林 治山施設	箇所		
	一般民有林 林道	箇所		
	一般民有林 林産物	箇所		
	一般民有林 その他	箇所		
	一般民有林 小計	箇所		
	計	箇所		

項目				件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道		箇所		
	病院	公立	箇所		
		個人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		
		し尿処理	箇所		
	火葬場		箇所		
	計		箇所		
⑨商工被害	商業		件		
	工業		件		
	その他		件		
	計		件		
⑩公立文教施設施設	小学校		箇所		
	中学校		箇所		
	高校		箇所		
	その他文教施設		箇所		
	計		箇所		

項目			件数等	被害金額（千円）
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		―
	電話	回線		―
	電気	戸		―
	ガス	戸		―
	ブロック塀等	箇所		
	都市施設	箇所		
	計		―	
被害総額				

公共施設被害市町村数	団体		
罹災世帯数	世帯		
罹災災者数	人		
消防職員出動延人数	人		

火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	
消防団員出動延人数		人	

災害対策本部の設置状況	道（支庁）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意
○応急対策の状況
・指定緊急避難場所の勧告・指示の状況
・指定避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか